



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲルにおけるヘールシルト制（２） ー同書（テキスト）成立史との関連においてー
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 51(1), 55-96
Issue Date	2000-06-21
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15001
Type	departmental bulletin paper
File Information	51(1)_p55-96.pdf



ザクセンシュピーゲルにおけるヘールシルト制（二）

——同書（テキスト）成立史との関連において——

石 川 武

目 次

主要文献略語表

序章——問題の所在

第一章 「アウクトル・ヴェートウス」におけるヘールシルト制

第二章 「ザクセンシュピーゲル・ラント法」におけるヘールシルト制

（以上前号）

第三章 補論——関連する諸問題

A 「ザクセンシュピーゲル・レーン法」における一期分

(以下本号)

B 「ザクセンシュピーゲル」における *rechlen*

(以上本号)

C 「ザクセンシュピーゲル・レーン法」における *egen*

(以下次号)

D 「ザクセンシュピーゲル・レーン法」における *gerichte*

第四章 「ザクセンシュピーゲル・レーン法」におけるヘールシルト制

終章——結論

第三章 補論——関連する諸問題

A 「ザクセンシュピーゲル・レーン法」における一期分

ここでは(第二章において「女性」のラント法上の地位を考察する過程で浮上したきた)「レーンについて設定される一期分」に関する「レーン法」の史料所見について検討する。

(一)この「レーン」について設定される「一期分」について、前述したように、「ラント法」(三・七五・二)では、「(このレーンは、彼女等の夫の存命中、彼女等の *gedinge* であり、彼女等の夫の死後それは彼女等の *rechlen* である」)、と言

われていた。そこで念のために、まず「ゲディングゲ」に関する「定義」的条項を見ておきたい。

(1) レーン法五・一の前段は、「主君は二人の家臣に(同じ)一つの所領を封与することができ、すなわち一人がそれ(Ⅱその所領)についてゲヴェーレ、(Ⅱ占有・占有権)をもち、またもう一人の者は、その所領をゲヴェーレの中にもつ(Ⅱ占有・支配している)者が封相続人なしに死亡する場合(その所領を占有・支配できる)、というゲディングゲをもつ、というように」、と⁹⁶⁾言う。これによって、「ゲディングゲ」が、レーン(あるいは、その授封)の一種ではあるものの、(直ちに)所領の占有・支配を伴うことのない「予約」(言わば「停止」条件付きの約定)を内容とするものであることが判る。また、それが「ゲヴェーレ」と対比されていることによって、「ラント法」(三・七五・二)に現れる *recht len* の概念が——⁽⁹⁷⁾少なくともその本質的属性の一つとして——「レーンの」占有(・支配)を含むものである、という見当もつくであろう。

(2) レーン法五・一は、さらにその後段で、次のように続ける。「ゲディングゲには(レーンの)承継(*folge*)がない。また、それ(Ⅱその所領)をゲヴェーレの中にもっている(Ⅱ占有・支配している)者がそれ(Ⅱその所領)を(特に主君に返還して)手放す(あるいは、手放した)(Ⅱ⁽⁹⁸⁾場合)には、ゲディングゲは破られる(Ⅱ破棄される)、ただし彼、すなわちそれを手放した者が、それ(Ⅱその所領)を(主君から)再び受領し、それが(その後彼の死亡した際に遺されてゲディング権者に)帰属する(Ⅱ⁽⁹⁸⁾場合)はこの限りでない」。

これによって、ゲディングゲの形でレーンに設定された一期分は、ゲディングゲ権者が死亡した場合はもちろん、現に所領を占有(・支配)している家臣が所領を手放した(り、あるいは失った)場合や、(ゲディングゲ権者には「レーンの承継(権)」がないとされているから)、主君が死亡したりあるいはその所領を手放した(り、あるいは失った)場合にも、一期分(の予約)が実現されないことも判る。「ラント法」(三・七五・一)で「それ(Ⅱレーンについて設定された一期分)は幾つかの仕方で破られることがありうる」と言われているのは、まさにこのことと納得がいくであろう。

(3) しかしゲディングゲは、(その定義上、現に所領を占有・支配している家臣が封相^レ続人なしに死亡した場合に限って、ゲディングゲ権者が所領^レを占有・支配することができるとのだから)、はじめから息がある場合や後から息が生まれた場合には、「一期分」を設定する手段としては用をなさないのでないか、また、主君が「レーン法(上の能力)ないしヘルシルトを欠く」女性のために(特例として所領を授封するだけでなく)そうした将来の約定までする(あるいは、できる)のか、といった疑問もないとは言えないであろう⁽⁹⁹⁾。

(4) このうちの後の点について、レーン法五七・一は、「アウクトル・ヴェートウス」の対応条項に大幅な「改訂」・「補足」を施し(「実質的には新たに」)、「ある主君が女性または男性に、ある家臣の(占有している)所領^レについてゲディングゲを封与し、その後それ(「その所領」)をゲヴェーレの中にもつ(「占有・支配している」)かの者が死亡する(ないし、した)場合には、その所領のゲヴェーレ(「占有権」)は、ゲディングゲを封与されていた者に帰属した(is *isforven*) ことになる。それ以前にはそれ(「その所領」)は、それ(「その所領」)をゲヴェーレの中にもつて(「占有・支配して」)いた者が封相^レ続人なしに死亡した場合(にそれを占有・支配できる)、というゲディングゲ(「約定」)および条件(*besctete*)の下での(「そのした約定を内容としたそうした条件のついた」)その者(「ゲディングゲ権者」)のレーンであった。(しかし)彼(「その所領を占有・支配していた者」)が死亡したとき、それ(「その所領」)は(そうした約定や)条件(*unge*)のないその者(「ゲディングゲ権者」)のレーンになったのである⁽¹⁰⁰⁾として、ひきつづき、主君がゲディングゲを授封したことを認めようとしないうちにそれを「想起」(*imeren*)させる手続について述べている。これによつて、ゲディングゲが女性に対しても授封され(う)ること、したがって、夫が自分の所領^レについて、(主君に乞うて)妻にゲディングゲを授封してもらうという形で、(実質的には)一期分を設定することが可能であつたことを確認できる。

(二)「レーン法」には(レーンについての)一期分に関してさらに次のような条項がある。

(1)「レーン法」で新たに「補足」されたと目されるレーン法三二・一⁽¹⁰¹⁾「ある家臣が彼の妻(のため)に、成熟(＝満二二歳に達した息たちの承諾を得て、所領を一期分として約定(ないし、設定)する(dingen)⁽¹⁰²⁾(あるいは、した)場合、主君もまた子(＝息)たちもそれ(＝一期分)を破ることをえない、彼女がそれについて証人を有するならば。子たちが成熟以前にそれに同意する(あるいは、した)場合には、彼等(子＝息たち)は(その同意を撤回し)それ(＝一期分)を破ることができるが、主君は(そうすることが)できない」。

この条項も妻のためにゲディングの形でレーンについて一期分を設定するケースにかかわるものであることは、改めて指摘するまでもあるまい。しかし、それが「(封相続人でもあ(り)る)息たちの承諾を得て」行われることから、それが(通常の)ゲディングの形で設定される一期分とは異なるものであつて、封相続人である息がある場合にも妻のために一期分を設定できることが前提されていることは明らかであらう。⁽¹⁰³⁾しかしこの条項だけでは、その場合(通常の)ゲディングとの関係はどうなるのか、また、主君がそれを破りえないというのは具体的には何を意味するのかなど、判然としない点も残るが、そうした疑問については、アイケ以後の補遺にかかるものであるが、以下に挙げる二つの条項が参考になるであらう。

(2)まず、右のレーン法三二・一の直後に、アイケ以後(おそらく一二七〇年以前に)補足されたレーン法三二・二⁽¹⁰⁴⁾「しかし、ある主君がある妻(あるいは、女性)に、(通常の)ゲディングの法によつて(na gedinges recht)ではなく、彼女の存命中という明確な言葉を用いて、所領を封与する(ないし、した)場合、このレーン(＝一期分の授封)を彼(＝主君)は彼女の存命中彼女に対し固く守らなければならない、たとえ彼女がその後息を儲けることがあつても、彼女の夫がこ⁽¹⁰⁵⁾⁽¹⁰⁶⁾

の所領を *rechte gewere* の中にもつて（この場合、単に、「最期まできちんと占有・支配していて」というほどの意味で、「法定グヴェーレ」というテクニカルな意味ではないであろう）死亡する（あるいは、した）ならば⁽¹⁰⁶⁾。

これによつて、まずレーン法三一・一で述べられていた一期分の設定が、（単に）ゲディングの形を借りて（黙示的に）行われるのではなく、「彼女の存命中という明確な言葉を用いて」、（つまりそれが一期分の設定であることを明示して）行われることが判る。しかし、夫は一期分の設定された所領を最期まで「占有」しているのだから、一期分権者である妻が夫の存命中それを占有（・支配）していないことは明らかであり、それによつて、この方式による一期分の設定も（一種の）ゲディング（＝現に占有・支配している夫の死後における所領の占有・支配の予約とする授封）であることを確認できる。また、この一期分であることを明示して授封されるゲディングに關して、後に（封相続人になるべき）息が生まれても、主君がそれを理由にしてこのゲディング＝一期分を破りえない旨、明記されていることも見逃せない。⁽¹⁰⁷⁾

（3）次に、レーン法二・一二の後に、同じくアイケ以後（しかし早くても一二七〇年以降）補足されたレーン法二・三三⁽¹⁰⁸⁾「ある女性（あるいは、妻）がしかし、彼女のためにそれ（＝所領）を彼女の存命中一期分として設定した者の死後、法によつて（*mit rechte*）（＝主君のレーン法廷における手続を経て）、あるいは、彼の主君の愛顧（ないし、一存）によつて（*mit nimen*）（＝主君の一存で）、（その）所領のグヴェーレの中に入る（＝その所領を占有・支配する）場合、彼女はそれを彼女の存命中占有（*besitzen*）すべきであり、それ（＝所領ないしその占有）が彼女にとつて破られる（＝彼女から奪われる）ことがあつてはならない、（主君がその所領を特に上級主君に返還して）手放すことによつても（*mit oplene*）⁽¹⁰⁹⁾また主君の死亡によつても、（ただしそれは）彼女が彼女の法（＝一期分の権利）に従つて（*na erne rechte*）（新しい、あるいは、上級主君に）その（所領の）授封更新を求める限り（のことであり）、また（彼女はその場合）その所領が帰属するいずれの（新しい、あるいは、上級）主君に対しても *volge*（授封更新請求権）をもつ。しかし、彼女が彼女の死後それ（＝所領）を彼女の子たちに

相続させることではない」。

この条項は、(先ほど述べたレーン法三一・一とは異なり)⁽¹⁴⁾、夫は死亡して一期分権者である妻がすでに所領を占有(・支配)している場合に妻が所領についていかなる権利をもつか、を述べている。特に注目されるのは、この場合妻は(この所領を相続させる権利はもたないものの)、ヘールシルトを欠く者が(通常の)所領を授封された場合とは異なり⁽¹⁵⁾、主君が死亡し、あるいは、(一期分として授封された)所領を(上級主君に返還するなどして)手放した場合、(新しい、あるいは、上級主君に対する)「授封更新請求権」をもつ、とされていることである。⁽¹⁶⁾

(三)・(1)以上の「レーン法」における史料所見をテキストの成立年代順に整理すると、次のように言うことができる。

①「アウクトル・ヴェートウス」および「レーン法」の対応条項では、ヘールシルトないしレーン法(上の能力)を欠く「女性」に対し(例外的に)所領が授封されるケースは姿を見せるが、レーンについても一期分を設定しうることは、それどころか女性にもゲディングゲを授封しうることさえ、(まだ)少なくとも明示的には述べられていない。

②「妻」のためにゲディングゲの形で一期分を設定しうること、さらに、(封相続人になりうる)息(たち)がある場合にも、彼(等)の承諾を得て、(通常のゲディングゲとは異なり)一期分であることを明示してそれを設定しうることは、「レーン法」で「改訂」ないし「補足」された箇所ないし条項にはじめて姿を現す。

これは、おそらく著者のアイケが、「ラント法」において、アイゲンについて設定される一期分について述べた際にレーンについて設定されるそれについても言及した結果、「レーン法」にも「改訂」ないし「補足」を加える必要に迫られたからであらう、と推量される。

③ アイケ以後のテキストにおいては、妻の一期分に対する権利はさらに強化されている。すなわち、主君は、後に息が生まれたことを理由にそれを破りえないことが明記されているだけでなく、一期分を（濫りにそれが約定されている所領を手放したりせず）固く守る（＝一期分の権利を実現させる）べきものとされる。さらに最も新しいテキストでは、夫の死後すでに妻が一期分として占有・支配している所領については、主君が死亡しあるいはその所領を手放した場合、「（ヘールシルトないしレーン法を欠く者」が授封された場合に一般には認められない）（新しい、ないし、上級）主君に対する「授封更新請求権」まで認められている。

（２）「ラント法」では、前述したように、「レーン（について設定された一期分）は、彼女等の夫の存命中、彼女等のゲディングであり、彼女等の夫の死後それは彼女等の *recht len* である」（三・七五・一）と言われている。⁽¹⁷⁾ 著者はこの場合、*recht len* の語によって何を言おうとしたのであろうか。ゲディングの形で約定された一期分は、夫の存命中夫がひきつづき占有・支配しており、妻がそれを占有・支配するのは夫の死後である。したがって、そこに姿を見せる *recht len* の概念が、特にゲディングとの対比において、「占有（・支配）」という属性に着目して用いられていることは明らかである。しかし、レーンについて設定される一期分では、（それはレーン法（上の能力）ないしヘールシルトを欠く者に授封されるレーンの一種であるから）、もともと「相続権」も「授封更新請求権」もないはずである。一方、*recht len* には、ほんらいそういう権利も含まれているのではないか。そうだとすれば、アイケ以後（最も新しいテキストで）補足されたレーン法二・三で、一期分について「授封更新請求権」を認めているケースでは、一期分がその分だけ（ほんらいの）*recht len* に近づいている、と見ることがができる。しかし、そこでも「相続権」は明示的に否定されているから、*recht len* には当然「相続権」もある、ということであれば、右の「ラント法」における *recht len* の用語法は、「レーン法」におけるそれとは異なり、まだ十分に熟したものにはなっていない、ということにならざるをえないであろう。ひきつづきBでザクセン

シュビーゲルにおける *recht len* の概念を検討するゆえんである。

B 「ザクセンシュビーゲル」における *recht len*

ここでは、第二章・(四)および本章・Aで「レーン」について設定される「期分」に関連して問題になった、ザクセンシュビーゲルにおける *recht len* の概念を検討する。

(一) まず「レーン法」における *recht len* の用語法一般について。

(1) 「レーン法」に *recht len* の語が現れるのは、レーン法の二三条項(中の一四箇所)においてであるが、これらのうち八条項(九箇所)は「アウクトル・ヴェートウス」に対応条項のない(Ⅱ「レーン法」で新たに「補足」された条項である。⁽¹¹⁹⁾ 残り五条項(五箇所)のうちの二つでは、この語は(AVに対応条項のある条項に)「レーン法」で新たに「補足」された箇所⁽¹²⁰⁾で用いられており、「アウクトル・ヴェートウス」にそれに対応する箇所はなく、したがってそれに当たる語もない。

(2) 以上(九条項・一〇箇所)を除き、「アクトル・ヴェートウス」に対応する箇所のある四条項について調べてみると、「レーン法」で *recht len* の語が用いられている箇所は、二条項では単に *beneficium* (レーン)となっているが、他の二条項では *vulgar beneficium* (通常のレーン)の語が用いられている。⁽¹²¹⁾ この *vulgar beneficium* の語は、(*clipeus* と同じ方法で調べた限りでは)、これ以外にも、「レーン法」では *recht len* の語が用いられていない(実質上)二条項(二箇所)にも姿を見せる。⁽¹²²⁾

以上の史料の所見によつてすでに、*recti len* の概念が——*herschilt* の場合と同じく——（少なくとも）ようやく「レーン法」になつてから確立されたものではないか、という見当がつくであらう。

(二)そこで、次に「アウクトル・ヴェートゥス」における *vulgar beneficium* の用語法を具体的に見ていくと、以下の通りである。

(1)・① AV 二・六五（＝レーン法七一・二）＝「上記のことは、すべて *vulgar beneficium*（「レーン法」では、*gemene lenecht*）について論じている（＝論じたものである）」、および、AV 二・六六（＝レーン法・同上）＝「さらに私は三種の *beneficium*（レーンないし授封の仕方）を区別することになるが、読者は（以下において）、それらがどれだけ a *vulgar* (*beneficia*)（＝通常のレーンと）（「レーン法」では、*van gemene lenechte*）と異なるか、（私見）を聴かれない」。

「アウクトル・ヴェートゥス」はこの後、（「レーン法」とくらべるとはるかに簡略にはあるが）、(a) 二・六七と六八（＝レーン法七一・二と三）で *iudicandi beneficium*（＝裁判権レーン）について述べ、⁽¹²⁵⁾ (b) さらに二・六九と七〇（＝いずれもレーン法七一・六）で *proprietatis beneficium*（＝アイゲン・レーン）について述べた後、⁽¹²⁶⁾ (c)（章を改め）*urbanum beneficium*（＝城塞レーン）について三・一から三・一一まで（AV 三・一＝レーン法七一・九の前段と七一・一四の大部分、AV 三・二＝レーン法七一・一八の大部分、AV 三・三と三・四＝レーン法七一・一九の大部分と七一・二〇の前段、AV 三・五＝レーン法七二・一の末尾の一文、AV 三・六と三・七＝レーン法七二・二の大部分と七二・三、AV 三・八＝レーン法七二・四、AV 三・九＝レーン法七二・五の大部分、AV 三・一〇＝レーン法七二・七の前段、AV 三・一一＝レーン法七二・七の後段^(126:a)）を費して詳しく論じている。⁽¹²⁷⁾

② AV で *vulgar beneficium* の語が登場する他の二つの条項（AV 三・四＝レーン法七一・一九、および、AV 三・一一

Ⅱレーン法七二・七)はいずれも右の⑥に属し、そこでは *vulgar beneficium* の語が *urbanum beneficium* (Ⅱ城塞レーン)に
 対置された上で、城臣が証人としてもつ権利(およびその限界)、あるいは、(城臣の責任なしに)破壊された城塞が再建
 されるまでの間城臣が城塞レーンについてもつ権利、などについて述べられている。⁽¹²⁸⁾

③ 以上において、「アウクトル・ヴェートウス」の *vulgar beneficium* の語が、三つのいわゆる *Sonderlehen* (Ⅱ特別
 (ないし、特殊なレーン)(特に「城塞レーン」との対比において、それ以外の「通常の(あるいは、普通の)レーン」とい
 う意味で用いられていることは明らかであろう。

(2) それならば、これら三種の「特別なレーン」は具体的にいかなる点でこの *vulgar beneficium* と異なるのか。

④ まず、「*iudicandi beneficium* (Ⅱ裁判権レーン)は第四の手まで下りて(Ⅱ授封されて)はならない、ただし裁判官に対
 する *iura* (Ⅱ裁判権)をもつ *praelectura* (Ⅱシュルトハイス職)は除く」(A V 二・六七Ⅱレーン法七一・二二)、また、「いずれ
 の者も彼に封与された *iudicium* (裁判管区Ⅱ裁判権)を他の者に封与(Ⅱ又授封)することをえない、ただしそれに付属し
 ている *singulare iudicium* (Ⅱ特別な裁判管区・裁判権)があれば別であり、(*iudicium* を授封された裁判官は)それだけは自由
 な(Ⅱ授封しない)状態で保持してはならない」(A V 二・六八Ⅱレーン法七一・二三)。⁽¹²⁹⁾

⑤ 「また誰かが他の者の *propietas* (Ⅱアイゲン)を授封された場合、(その家臣は)法的には (*de iure*) その(アイゲン・レー
 ンの)授封更新を(主君の)相続人に求めることができず、また、ほかの誰か(新しい主君、特に上級主君)に対しても(そ
 うすることができない。しかし、*propietatis beneficium* (Ⅱアイゲン・レーン、ないし、アイゲンの授封)は(ほんらい)第
 六の手まで下りていくのであり、彼等(複数の授封者Ⅱ中間の主君)のうち最上級の主君以外は他のいかなる者も、(特に
 主君に異動があった際に) *beneficium* (Ⅱ授封、この場合特に授封更新の請求)を拒むことをえない」(A V 二・六九Ⅱレーン法
 七一・六)。⁽¹³⁰⁾ 「彼の *propietas* (Ⅱアイゲン)を家臣たちに封与したその同じ主君は、必要な場合、それ(Ⅱアイゲン)を自由

に取り戻すことができる、それを家臣たちに *bona imperialia* (＝ライヒの所領) によって *beneficium* (＝授封) の方法で (＝ライヒの所領を授封するという形で) 補償する限り」(A V 二・七〇「同じくレーン法七一・六」⁽¹³¹⁾)。

③「*urbanum beneficium* (＝城塞レーン) は第二の手(＝又家臣)まで下りることはない(＝又授封され(え)ない)。ただし、城臣がこの *beneficium* (＝城塞レーン) をそのように他の者(＝その家臣、城主の又家臣)に封与(＝又授封)しても、このレーンについての *beneficiale ius* (＝レーン法上の権利、この場合、具体的には城塞レーンを又授封する権利) を(城臣である)家臣 (*homo*) がその主君 (*dominus*) (＝城主) から享受している場合は別であるが、(この場合にも又家臣は、主君＝城臣に異動があった際に) 他の(＝新しいまたは上級)主君(＝城臣の封相続人または城主)に授封更新を求めることは(できない)」(A V 三・一「レーン法七一・九と七二・一四」⁽¹³²⁾)。また、「城臣は、主君(＝城主)のために(一般の家臣と同じように)勤務する義務を負わないが、城塞に住んでそれをその災厄から守らなければならず、また城臣は、必要な場合、主君(＝城主)のために(その城塞法廷で)判決を発見しなければならない」(A V 三・二「レーン法七二・一八」^(133・a))。

以上の記述をもとにして考えると、「アウクトル・ヴェートゥス」の *vulgar beneficium* のもつ属性として、おおよそ次のことが浮かび上ってくるであろう。すなわちそれは、主君のアイゲンあるいは(ラント法上の)裁判権・裁判管区を目的物(＝レーン財)とするものではなく、(必ずしも明確には述べられていないが)、(上級主君から主君に授封された)ライヒの所領が(さらに)家臣に(又)授封されたものであり、家臣はそれについて(自分の家臣に対する)「又授封権」、(自分が死亡した場合、それを自分の息に)「相続(させる)権(利)」、(主君が死亡したまたは家臣のレーンを上級主君に返還した場合など主君に異動があった際の、新しい主君または上級主君に対する)「授封更新請求権」をもつ反面、(城塞レーンとは異なり)主君に対する(城塞防備、および、城塞法廷における勤務以外の)勤務の義務(具体的には、特に軍役義務と参廷義務)を伴うものである、ということがそれである。

(三) 次に「レーン法」における *recht len* の用語法を検討するが、紙幅の節約のために、右に述べた「アウクトル・ヴェートゥス」の *vulgate beneficium* と共通する点はできるだけ簡略にすませ、それと異なる点に力点を置くことにする。

(1) 「レーン法」の *recht len* も、*borchen* (＝城塞レーン) と対比される場合が最も多く、それはまた(三つの「特別なレーン」の一つである)「アイゲン・レーン」とも対比されている(が、明示的に「裁判権レーン」と対比されることはない)。 *recht len* も、(その限りでは *vulgate beneficium* と同じく)、三種の「特別なレーン」と異なるものである。

しかし、*recht len* は、これ以外にも、(たとえば、「家人領」のように)「家臣に臣、従礼なしに授けられるもの」、(父からの相続によって取得した) *ervelen* (ないし *erlen*)、(本章・Aで前述したように、現に別な家臣が占有・支配している特定の所領についての) *gedinge*、(所領を特定せずに、いずれかの所領が家臣の死亡などにより主君の手許に戻ってきた場合に占有・支配させる、という条件で授封される) *wardunge* (言わば「待機権」) と対比(ないし、区別)されている。

これらのうち最も注目されるのは、*recht len* が明示的に *gedinge* (および *wardunge*) と対比されていることである。それによって、「アウクトル・ヴェートゥス」の *vulgate beneficium* においては(三種の「特別なレーン」との比較から抜き出される)「又授封権」・「相続権」・「授封更新請求権」の属性の(そのまた)前提として潜在していたにすぎない「(レーンの)占有・支配」という属性が、「レーン法」の *recht len* の概念においてはより鮮明に顕在化することになるからである。

(2) しかも、このことは、決して(たとえば「レーン法」で幾つかの条項が「補足」された結果、*recht len* がたまたま *gedinge* とも対比されるにいたった、というような)単なる偶然によるものではなくて、著者アイケが意識的・自覚的に行った「改訂」・「補足」の結果である、と考えられるのである。

(a) もちろん「アウクトル・ヴェートゥス」においても、(実質的に)「ゲディング」にかかわる条項は存在する。しか

し、本稿の主題であるヘルシルト(制)の場合とまったく同様に、その数は「レーン法」にくらべると目立って少ないし、また、それに関する用語も(まだ)統一(ないし、確立)されていない。具体的に言えば、「ゲディング権者」を指す *secundus in beneficio* (＝(この)レーンないし授封について二番手の者)(など)の語と「ゲディング」を指す *expectatio beneficii od. in beneficio* (＝(この)レーン(について)の期待権)の語が併用され、しかも後者は(時に)⁽¹⁴⁰⁾「レーン法」にはじめて明確に姿を見せる、授封の際に所領をあらかじめ特定されない *wardunge* をも含めて用いられている。

これに対して、「レーン法」では明示的に *gedinge* の語を用いた条項がかなりの数(新たに「補足」されているだけでなく、それが *wardunge* と明確に区別されることによって、*gedinge* の概念化・統一化がいちだんと進展している。したがって、「レーン法」でその *gedinge* と対比される(にいたった) *recht len* の概念に「アウクトル・ヴェートウス」の *vulgare beneficium* と異なる点があるとすれば、その差異は偶然に生じたものではないと想定しなければならないであろう。(b)すでに前出(二)・(一)・①でも指摘しておいたように、*vulgare beneficium* の語が用いられていた A V 二・六五と二・六六は、レーン法七一・一では次のように「改訂」されている。「これより前のところで述べられたことはすべて *gemene lennecht* (＝共通の、あるいは、一般のレーン法) について述べられたものである。私は(読者)諸賢にさらに三つの *lenunge* (＝授封の仕方、具体的にはレーンの種類) を説明し、それらがどの点で *gemene lennecht* と異なるかを述べなくてはならない」。

なぜ(二)で著者アイケは、*vulgare beneficium* の語に(他の条項におけるように) *recht len* の語を宛てずに、(新たに) *gemene lennecht* の語を用いることになったのか。一つには、「レーン法」において *gedinge* (および *wardunge*) に関する条項を「補足」してその概念について省察を加え、今一つには(レーンの)「占有(・支配)」を *recht len* の本質的属性として明確に意識した結果、(そこまでのところで論じられている) *gedinge* (および *wardunge*) は含むものの、しかし(それより後のところ

で論じられる(三つの「特別なレーン」を含むことのない新しい概念を用いる必要を感じたからではないのか。(因みに、*gedinge* が「裁判権レーン」・「城塞レーン」についても成立しうることは、「レーン法」で「補足」された条項に明記されており、その点からも、*gedinge* は *recht len* とは異なるものの *gemene leenrecht* に属するものであることが読み取れる⁽¹⁴²⁾。

◎レーン法七一・一九は、AV三・三⁽¹⁴³⁾を承けて、城主は城塞法廷(*botrecht* = *Burgericht*)を城塞以外の場所では開きえないこと、また、そこでは城主から城塞レーンを授封されている城臣でなければ判決発見人・証人になりえないことを述べた後、AV三・四の最初の一文中の *vulgar beneficium* の語を *recht len* に置き換え、「また、人(=城臣)は城塞レーンをもとに、*recht len* をもつ者に関して判決を発見し証人になることをえない、また、後者が前者に關しても(そうすることをえ)ない」とつづけて、この条項を締め括っている⁽¹⁴⁴⁾。ここまでのところでは、*vulgar beneficium* あるいは *recht len* のいずれの語を用いようと論旨には変わりがない。しかし、「レーン法」で意識的・自覺的に *gedinge* (および *wardunge*) に対置されるにいたった *recht len* の概念をここで用いたことの意味ないし効果は、それにつづくレーン法七一・二〇(前段)において鮮明に現れる。

レーン法七一・二〇(前段)⁽¹⁴⁴⁾「ヘールシルトについて、完全なある家臣は、城塞レーン以外のいずれのレーンをもとにしてでも、他の(ヘールシルトについて完全な)者(=家臣)に關して判決を発見しまた証人になることができる、ただし諸侯の(もつ)旗レーンに關する場合は除く」。

この件は、(第一章・二二・18)で前述したように、AV三・四で「城塞レーンは別にして、家臣が臣・従礼によつて、受領しまた占有(*wardia*)の中にもつている(=占有・支配している)⁽¹⁴⁵⁾いずれのレーンにもとづいてであれ、他の(=城臣以外の)家臣に關して(そうする)資格のある者(=家臣)なら誰でも、判決を発見しまた証言を行うことができる」とあったのを、大幅に「改訂」したものであるが、この「改訂」によつて、実はAV三・四とレーン法七一・二〇とでは論旨そ

のものが変わっているのである。

A V 三・四では、(城臣は城塞レーンをもとにして *vulgar beneficium* をもつ家臣の判決発見人・証人になりえないとした上で)、(*vulgar beneficium* ではなく)、「家臣が臣従礼によつて受領した占有の中にもっている(＝占有・支配している)いずれか他の(＝城塞レーン以外の)レーン」をもとに(*de quolibet alio beneficio*)という表現を用い、「他のレーン」の「占有(・支配)」を、(城臣以外の)家臣が他の(同じくそれをもつ、城臣以外の)家臣に関して判決発見人・証人になるための要件としている。「城塞レーン以外のレーン」の中には当然、*vulgar beneficium* だけではなく、「城塞レーン」とともに「特別なレーン」に属する(「裁判権レーン」や「アイゲン・レーン」も含まれる)として *vulgar beneficium* ではなく *quidlibet aliud beneficium* の語を用いているのもおそらくそのためである)。それに対して、*expectatio* (すなわち *gedinge* と *wardunge*)⁽¹⁴⁶⁾ をもつ者は、(直ちに)レーンを「占有の中にもつ」ことはないから、当然右の要件に(したがって、A V 三・四の主題そのものにも)含まれないことになる。

これに対して、レーン法七一・二〇は、(先行する七一・一九の末尾で、城臣は城塞レーンをもとに *recht len* をもつ家臣に関して判決・発見人・証人になりえない、としたのを承けて、主題をより明確に「ヘールシルトについて完全な家臣」が判決発見人・証人としてもつ能力の問題へと(転換、ないし)拡大する。そして、彼等が「他の(同じくヘールシルトについて完全な)家臣」に関して判決発見人・証人になりうる要件としては、(A V における臣従礼および占有が削除されて)単に「(城塞レーンを除く)いずれかのレーン(をもつこと)」が挙げられている。この要件の中には、(まず)文言上、「裁判権レーン」や「アイゲン・レーン」だけでなく、「占有(・支配)」を伴うことのない *gedinge* (および *wardunge*) も(レーンの一種であるから)当然含まれ(う)ることを看過してはならない。しかもこのことは、単なる文言上の可能性にはとどまらないのである。

レーン法二・一(ⅡAV・三七)には、「家臣が彼の主君から(少なくとも)半フーフエ(の耕地)、または、五シリングの収益を生む所領(ないし、レーン財)を受領していなければ、彼(Ⅱ家臣)はレーン法廷において誰の(ための)証人になることもできない」、と明記されているから、これによれば、主君のレーン法廷で証人になるためには *gedinge* (や *wardunge*) を授封されているだけでは足りない、ということとははつきりしている⁽¹⁴⁷⁾。しかし、(AV に対応条項のない)レーン法九・一は、「ある主君の家臣である者は誰しも、たとえ彼が(その)主君から所領を受領していなくても、レーン法廷で代言人になり、また判決を発見することができる」、と言う。この条項の「たとえ彼が主君から所領を受領していなくても」という件は、私見によれば、(一般にそう解釈されているように)「別な主君から所領を受領していれば」という含意をもつのではなく、⁽¹⁴⁸⁾「たとえ彼が主君から(まだ)所領を(現実的に)受領していなくても」と補ってみれば明らか(ように)「主君から *gedinge* (や *wardunge*) を授封されているにすぎない場合でも」という含意をもつ。この条項が「レーン法」で新たに「補足」されたものであること、そして、*gedinge* (および *wardunge*) は「レーン法」における「補足」の主要テーマの一つであることは、こうした私見を支持するであらう⁽¹⁴⁹⁾。

これを要するに、レーン法七・二〇の「改訂」は、*gedinge* (や *wardunge*) に関する「補足」の一環で(も)あり、(少なくとも)判決の発見に関する限り、それは *gedinge* (ないし *wardunge*) を授封されレーンをまだ占有・支配していない家臣でもできるという実質的な「改訂」を伴っているのである。こうした「改訂」が、一つには、「レーン法」で *gedinge* や *wardunge* をもつ家臣の地位に省察を加えた結果であることはもちろんだが、今一つには、(それと対比されることによって、(レーンの)「占有・支配」という属性を顕在化させ明確にした) *recht leu* 概念の成熟・明確化と関連する(そして、それを裏づける)ものであることは明らかであらう。(なお、レーン法七・二〇の「改訂」は、他方において、本稿の主題である「ハールシルト(制)」概念の明確化・確立とも関係することは明らかであるが、ここでは——次章における考察を先取りするこ

とになるので——その問題には立ち入らない。

(3)「レーン法」における *rech. len* の概念と「アウクトル・ヴェートゥス」における *vulgate beneficium* の概念の差異をうかがわせる用例がもう一つある。

レーン法六五・四は、主君による家臣の問責手続に関して、AV二・四、二・五、二・六を一つの条項にまとめて次のように述べている。「家臣がある主君からライヒの所領 (*des rikes gut*, AVでは *imperiale beneficium*) を受領しているならば、彼(＝主君)は彼(＝家臣)をライヒの所領 (*des rikes gut*, AVでは複数で *beneficia impenalia*) に召喚すべきである(以上、AV二・四に対応)。しかし彼(＝家臣)が彼(＝主君)のアイゲン (AVでは *proprietas domini*) をレーンとして受領しているならば、彼(＝主君)は彼(＝家臣)を (AVでは *secundum ius* 法に従い) 主君のアイゲンに召喚すべきである(以上、AV二・五に対応)。しかし家臣がある主君から(主君が上級主君から受領した)所領を受領して(＝授封されて)いるならば、たとえそれが彼の主君のレーンであるアイゲン(＝彼の主君が上級主君のアイゲンをレーンとして受領したものであっても、そのゆえに彼(＝主君)は彼(＝家臣)を彼(＝主君)のいずれの *rech. len* にも召喚することができる(以上、AV二・六に対応)」。

この条項の前半 (AV二・四と二・五に対応する部分) によって次のことが判る。主君が家臣に授封する所領は、主君が上級主君から受領している(もともととは国王に発する)「ライヒの所領」であるとは限らず、「主君(自身)のアイゲン」である場合もある。主君が家臣を問責しようとする場合、「ライヒの所領」を受封している家臣は「ライヒの所領」に、「主君のアイゲン」を受領している家臣は「主君のアイゲン」に召喚しなければならない。ここまでのところはいたって明快であり何の問題もない。問題は後半である。

まず、「彼の主君のレーン」である「アイゲン」とは何のことを言っているのか。これは、前半の「(家臣が)主君の、ア

アイゲン、をレーンとして受領している」場合と比較することにより、主君(自身)のアイゲンではなく、主君が上級主君から授封された上級主君のアイゲンであり、それ(ないし、その一部)が家臣に又授封されたものであることが判る。これは、「ライヒの所領」でもないし、また、「主君(自身)のアイゲン」でもない。こうした所領を受領している家臣を問責するために、主君は彼をどこに召喚すればよいのか。この条項の後半はそのことを問題にしているのである。

見られる通り、「主君のいずれの *rechtle* にも召喚することができる」というのがこの間に対する解答である。しかしこの場合、*rechtle* と言われているものは具体的にいかなる所領か。それが、主君が上級主君から授封された「アイゲン」だけでなく、「ライヒの所領」をも含んでいること、また、この後半の主旨が(具体的には)「上級主君のアイゲンであるレーン」を又授封されている家臣は、問責のためそれに限らず、「ライヒの所領」にも召喚することができる、という点にあることは、前半との比較によって自ずから明らかであろう。したがって、ここでは(ほんらい「ライヒの所領」について成立したはずの) *rechtle* の概念が「上級主君のアイゲンであるレーン」が又授封された場合にまで拡大されている、と見ることもできよう。しかし、「ライヒの所領」を受封された家臣は(「ライヒの所領」にしか召喚できず)「上級主君のアイゲンであるレーン」に召喚するわけにはいかないから、後者に召喚することができるのは(依然として)それを又授封された家臣に限られており、その点にも、「アイゲン・レーン」が又授封された場合にその「アイゲン(・レーン)」としての特性が完全に失われるわけではない、ということが示唆されている。したがって、われわれはこの条項に、むしろ、「アイゲン・レーン」が又授封された場合にそれができるだけ(ほんらい「ライヒの所領」である) *rechtle* 並みに扱おうとする志向、を読み取るべきであろう。⁽⁵⁰⁾

因みに、この件は「アウクトル・ヴェートウス」の対応条項では次のようになっていいる。AV II・六「いずれかの主君が誰か(Ⅱ上級主君)のアイゲン(*proprietat*)をレーンとして受領しており、そして他の者(Ⅱ家臣)が彼からそのア

イゲンを授封されている場合、主君はこの家臣を、城塞、レーン (beneficium urbanum) だけは除き、彼 (＝主君) のいずれのレーン (beneficium) においても問責することができる。前述したように、「アウクトル・ヴェートゥス」における *vulgar beneficium* の概念は、特に *urbanum beneficium* との対比において用いられている。したがって、この条項の *beneficium* も *vulgar beneficium* の意味で用いられている可能性が大きいのだが、少なくともこの条項から (この条項における *beneficium* の概念はともかく) *vulgar beneficium* の概念と「ライヒの所領」の間に (レーン法六五・四の *recht len* の場合のような) 関連を (直接に) 読み取ることができない。それだけではない。「アウクトル・ヴェートゥス」では、前述のように、*vulgar beneficium* は () で問題になっている「城塞レーン」や「アイゲン・レーン」のほかに「裁判権レーン」とも対置されているから、単に「城塞レーンだけを除くいずれかの *beneficium*」と言ったのでは、(おそらく著者の意図に反して)、主君は——この場合——彼が上級主君から受領している「上級主君のアイゲン」や「ライヒの所領」でなくとも、彼の (ラント法上の) 「裁判管区」内であればどこでも家臣を問責できると解される余地を残す結果になっている。⁽¹⁵¹⁾

「アウクトル・ヴェートゥス」における *vulgar beneficium* 概念の未成熟さを示す一例であり、それと比較することによって、「レーン法」の *recht len* 概念の「ライヒの所領」との関連がいちだんと鮮明に浮かび上がってくるであろう。

(四) 以上の考察によって、「ザクセンシュピーゲル・レーン法」に見られる *recht len* の概念は「アウクトル・ヴェートゥス」の *vulgar beneficium* の概念と基本的には同じものを指しているもの、そこでは「ライヒの所領」⁽¹⁵²⁾ とのかかわりが (いちだんと) 鮮明になり、特に (新たに) *gedinge* (および *wardunge*) と対比されることによって、(レーンの) 「占有・支配」という属性が紛う方なく顕在化したものになっていることは明らかであろう。こうした「レーン法」における *recht len* 概念の明確化の契機となったのは何か。

ザクセンシュビーゲルは最初「レーン法」↓「ラント法」の順で執筆され、「ラント法」執筆後「レーン法」に「改訂」・「補足」が施された、というわれわれの作業仮説を前提にすれば、同書において *gebinge* および *recht len* の語が最初に、しかも明確に対比されて姿を現わすのは、「レーン法」ではなく「ラント法」であることが注目される。すでに「ラント法」においては、前述したように、まず(妻や娘のために)アイゲンについても設定しうることが述べられ、そのことを前提した上で、一期分は(妻のために)レーンについても設定しうることを、しかしレーンについての一期分は、妻にとつて(アイゲンについて設定されるそれとは異なり)夫の存命中は *gebinge* にすぎず、それは夫の死後にはじめて妻の *recht len* になる、と説かれていた。⁽¹³³⁾

一期分は「妻の存命中」に限って(つまり、一代限り)妻に与えられるものであるから、このゲディングの形でレーンについて設定される一期分には、(少なくとも一般の) *recht len* とは異なり、妻の死後その法定相続人に相続されることはなく、また、妻はヘールシルトないしレーン法(上の能力)をもたないから、(主君に異動があった際に)新しいまたは上級主君にその授封更新を求めることもできない。それにもかかわらず著者アイケは「ラント法」ではそれを取えて *recht len* と呼んでいる。それは、もっぱらレーンについての一期分が夫の死後はじめて妻の占有(・支配)に帰することを強調するためであった、ということとは、以上の検討によっても確認することができる。⁽¹³⁴⁾

そうだとすれば、「レーン法」において *recht len* が *gebinge* と対比され、(レーンの)「占有(・支配)」という属性を顕在化するにいたったのも、「ラント法」における一期分の記述・考察と無関係ではありえず、それが(少なくとも)一つの有力な契機になったのである、と推定することができるのではないか。「レーンについて設定された一期分」は、「レーン法」におけるアイケ自身の用語法から言えば、たとえ夫の死後それを妻が占有(・支配)するようになって、正しくは *recht len* と呼ぶことのできないはずのものであろう。しかし、アイケ以後の(一三世紀後半における)テキストの発展

から、特にそれについて授封更新請求権が認められたことによって、それが *recht len* にさらに近いものになっていったこともうかがわれるのである。

(以下次号)

註

(96) なお、このレーン法五・一の前段は、AV一・一九(「二つのレーン^{レイン}を二人の者に授封^{レシ}することができる。一人が *possessio* (占有・占有権) をもち、また、もう一人が同じ所領についてその者の死後彼の後継者^{successor} になるように」)、および、AV一・二〇の前段(「もし彼の死亡日に、彼にレーンの相続人、すなわち息がない場合(には)二」に対応している。この条項の後段については、(2)でひきつづき後述する。

(97) なお、*recht len* の概念については、本章・Bで改めて検討する。

(98) 本文では省略したが、レーン法五・一は、この後さらに、「ただし、彼、すなわち(その所領^{レシ}を占有していて)そのとき(一旦)それを手放した者がそれ(＝その所領)を再び受領した場合は別であって、それによって(その彼が封相続人なしに死亡すれば、その所領はゲディングゲをもつ者に)帰属する(*istare*)ことになる」、と続く。

これを含めたレーン法五・一の後段に対応するAV一・二〇の後段は次のようになっている。「第二の手(*manus secunda*) (あるいは、二番手の者)後継者は(その)レーンをもつ、(＝占有することはない(*non habebit beneficia*))、このレーンについて彼に先行する者がその者の死亡日にそれ(＝レーン)を彼の占有(*uandia*)の中にもつており、また彼(＝後継者)に(それ)ゲディングゲを授封した主君がそれまで生きていたのでない限り」。これと比較することによって、レーン法五・一の後段は、AV一・二〇(と基本的には同趣旨のことを述べているにしても、その表現を全面的に「改訂」したものであることが判るであろう。

このレーン法五・一の後段に関連して、さらに注意すべきことが二つある。一つは、前註(85)でも述べたように、こ

でも *Interven* の語は「レーン法」で「改訂」された箇所に現れる、ということであるが、もう一つはそこでの *volge* の語の用法についてである。

この条項の *volge* が *Lehnfolge* (＝レーンの承継) の意味で用いられていること明らかであるが(「テキスト」II、*Glossar der Wortbedeutungen*, S. 246, *volge*, 2) および *Glossar der Wortformen*, S. 211 (Le) 3 § 1) を参照)、果たしてそれは、通常そう理解されているように(1)の件は、たゞせば Hi. S. 107 では *Für das gedinge gibt es keinen anspruch auf anerkennung durch einen neuen herren*、SCHOTT, S. 248 では *Die Anwartschaft gibt bei einem Herrenwechsel kein Recht auf Lehnserneuerung* となっている(主君に異動があった際の)新しい(あるいは、上級)主君に対する「授封更新請求権」を(あるいは、それだけを)意味しているのだろうか。結論から先に言えば、この条項の *volge* の語は(「授封更新請求(権)」だけではなく)封・相続人の「相続(権)」をも含む「レーンの承継(権)」を指す、と私は考える。理由は大別して三つある。

① ゲディングには「授封更新請求権」がないだけでなく「相続権」もない、ということとははっきりしている。現にレーン法一・一(＝AV一・三三)＝「いづれの所領であれある家臣が彼のゲヴェーレにおいてもたず(＝占有しておらず、また(主君から)(占有)指定されて(*bewiesen*)それを占有するよう指定されて)いないものは、彼(＝家臣)はその授封更新を別な(新しい、ないし、上級)主君に求める(*volgen*)ことをえず、また(それを)彼の息に相続させることはない」、という条項もある(この条項については、後註(139)、および、石川[*Eigengeve*]、六一四頁、および、註(11)を参照。ただし、註(11)におけるこの条項の理解は一部修正を要する)。② この件に対応する AV一・二〇では、前述したように、(前任者が死亡時にその所領を占有していることと並んで)「ゲディングを授封した主君がそれまで生きている」ことに言及しているが、これはゲディング権者が所領を占有している場合をポジティブに述べたものである。これに対して、レーン法五・一は、全体として、ゲディングの「定義」的条項として「改訂」されており、ゲディングには含まれない権利、および、ゲディングが破られる(＝占有が実現しない)場合を、ネガティブに規定したものであって、そこでゲディングには「相続権」もない、ということが述べられている(「定義」的説明としては欠落があるということにならざるをえない)。③ (「レーンの承継」という意味での) *volge* という語は、少なくとも「ラント法」の二つの条項(一・五六、三・五三・三)では「相続権」を含めて用いられているが(「前稿」(二)、註(97)、①を参照)、「レーン法」にも、たとえば註(130)で後述するレーン法五九・三など、「相続権」を含めて理解できる(あるいは、そうした方がよいと考えられる)用例も見られる。

この最後の点について(不完全なことを承知の上、私自身の今後の検討の手がかりとして)次のことを補足しておきたい。

これまでなぜ(この意味での) *volgen* の語が(言わば機械的に)「授封更新請求権」の意味に解されて怪しまれることがなかったのか。それはおそらく(この意味での) *volgen* の語の用法に引かれたからだと思われる。具体的に言えば、(この意味での) *volgen* の語はレーン法二・五、二・六、一・一、一・二、一・三、四、一四・三、一五・一、一五・二、二〇・四、二五・一、三三・四、三五・一、四四・二、七一・一二、七二・九、七六・三などで用いられているが、このうち三五・一を除くすべての条項において、それが「授封更新を求める」という意味で用いられていることは、同じ文章の中で (*en*) (*en*) (*anderten*) (*herren*) や *vorbai* (＝それより先) の語が見られること、あるいは、(そうした語の見られる) 前後の文章や条項とのつながり、から容易に確かめることができる。(なお、レーン法三五・一は、息たちが父の存命中に父の所領を父と共同で受領し(たにもかかわらず)、その後も父だけがその所領を占有して父が死亡した際、主君が息たちに対する授封(の事実)を認め(ようとしない)場合を扱っており、この場合、主君は(子たちはゲヴェーレをもたない)その所領を占有していないという理由で)(子たちの)証人による立証を拒むことができるのだから、子たちは主君と(授封の有無をめぐる)法廷で争うよりも、むしろ(含意としては、自らの「相統権」にもとづき)もう一度臣従礼を捧げて改めて授封を受ける方がよい、というアドバイスをしたものである。したがって、主君の異動ではなく父の死亡の場合を扱うこの条項においても、少なくとも息たちの立場から言えば、彼等が主君に求めているのは(単なる)父の所領の「相統」ではなく、臣従礼の更新(したがって、その限りでの「授封更新請求」)の含意をもつことに注意しなければならない。この条項が *se volgen ers vader gude* (A V・八九では *fili paternum sequantur beneficium*) という表現を用いていることも頷けるであろう)。

これに対して、(レーンの承継に関する) *volge* の語は、レーン法二・二二、(二・三三)、(二二)で問題にしている(五・一、二六・七、五六・一、五七・四、五八・一、五九・三、七一・六、七一・七、七一・一四、七五・二(ドイツ語第二版)などで用いられている。これらの条項のうち、(以下に挙げる三つを除く) 大部分は A V に対応条項がなく、A V に対応条項のあるレーン法五・一では(前述のように) *volge* の語は「改訂」された箇所 で用いられ、レーン法二・二二(＝A V・一五——第一章・二二・④を参照)と七一・一四(＝A V三・一、後述、本章・B、(二)・(2)を参照)の *volge* の語が用いられていた箇所は、A V ではもともと(動詞の) *sequor* になっていた、換言すれば、(名詞の) *volge* の語は(「補足」された)「レーン法」ではじめて用いられていること、がまず注目される。これらの用例のうち、同じ文章(や条項)の中に *an enen anderen herren* (など)の語があっ

たり、あるいは、同じ文章(や条項)の中に(volgeとは区別されて)erft op sinen sone)の語やof de herre stiftなどの文が見られることによって、それが紛れもなく「授封更新請求権」だけを指すと確認できるのは、レーン法二・二(前註(20)参照)、「二・一三」(やがて(3)で訳出する)、二六・七(ii)(後註(227)で訳出する)、五六・一(第四章で改めて後述する)、五七・四、五八・一、七一・一四(関連する七一・九と比較すれば、そこにvolget an den overen herrenとある)、七五・二に限られ、(二)ここで問題にしている)レーン法五・一、二六・七(i)(後註(227)で訳出、五九・三、七一・六と七一・七(この两条項におけるる語の語は同義)の五条項については、少なくとも文章上、そうしたことは確認できず、少なくとも「授封更新請求権」だけでなく「相続権」を含む可能性もあるので、それぞれについて内容に立ち入ってその点を確認してみる必要がある。

これらのうち、七一・六(と七一・七)については、後註(130)、および、本章・Cの(二)・⑤において改めて述べるが、ここで特に触れておきたいのは、レーン法五九・三におけるる語の用例についてである。この条項は、「見せかけの授封」を扱ったレーン法五九・一(石川「ゲヴェーレ」、一四八頁以下を参照)を承けて、「このような仕方(＝見せかけの授封)の所領」を封与されている者たち(＝見せかけの授封を行ったBの家臣たち)は、(＝この所領)についてfolgeを欠く、彼等はゲヴェーレ(＝その所領をレーンとして占有・支配する権利)を欠き、また、彼等のうちいずれの者もそれ(ゲヴェーレ＝占有権)をレーンとして受領して(＝授封されて)いないからである。ゲヴェーレ(＝占有権)のないすべてのレーン(ないし、授封)はfolgeを欠き、授封のないすべてのゲヴェーレ(＝レーンとしての占有・支配)は不法である。ある(あるいは、一人の)家臣がそれら(＝授封と占有)の双方をもっていないければ、それらは双方とも不法である」と述べて、「見せかけの授封」を強く非難しているが、この条項中のる語の語は——先行する五九・一、五九・二との関連では、見せかけの授封を行った者(B)の主君(＝六九・三の「家臣たち」から見れば「上級主君」(A))に対する「授封更新請求権」の含意が強いことは確かだが——「相続権」を含めて理解しても一向に差しつかえないであろう。なお、この条項中のlatenの語については、さらに註(113)で述べることを参照されたい。

(99) なお、第一章・(二)・④のAV・一・五「レーン法二・二、および、それをもとにした(三)・(6)は、いずれも、「レーン法ないしハールシルトを欠く者」に直ちに所領を占有・支配させるケースである。

(100) (エックハルトによって)この条項に対応する(とされている)AV・二・二は、「(この)所領をpossessioの中にもつていた(＝占有していた)者が死亡するならば、(この)レーンについて上述した形で次位にある者(secundus)(＝ゲアインゲをもつ者

は、六週と一年以内に、彼の主君の許に赴いて、彼に授封されているレーン(=このレーンが彼に授封されていること)について承認するよう、乞うべきである」として、以下その際の証人の問題について述べる。これを本文で引用したレーン法五七・一と比較してみると明らかのように、そこでAV(一・二二)から引き継がれているのは、(せいぜい)、「ある主君が…ある家臣の所領についてゲディングゲを封与し、その後それをゲヴェーレの中にもつ者が死亡する場合には…」という部分だけであり、他はすべて「改訂」ないし「補足」されたものであること、さらに、「女性」(に対するゲディングゲの授封)も、また、前註(85)で指摘した *Interven* の語も、この「改訂」・「補足」された件に現れることが判る。

さらに、このレーン法五七・一には(AVとくらべると二つの「変更」が認められる。①それが(AVでは一・二〇(=レーン法五・一)と一・二三(=レーン法五・二の後段の間に位置していたのに)、最も近いAVに対応条項のあるもので言えば、レーン法五四・一(=AV一・二六(第二章・二)⑮を参照)、および、五五・二(=AV一・一〇七)の後に移され(つまり、レーン法五四・二(序章)で訳出)、五五・一、五五・三、五五・四、五五・五、五五・六までは(ずつと)AVに対応条項がなく「レーン法」で「補足」された条項が続いている)、さらに五七・二、五八・一と二、五九・一、四、六〇・一と二まで続く大量の「補足」の口火を切る形になっていること。②レーンを占有していた者が封相続人なしに死亡した場合、(AVでは、ゲディングゲをもつ者が、まず主君のところに赴いて承認を受けた上で所領を占有する、とされているのに対して、レーン法五七・一では、レーンについてのゲヴェーレ(=占有権)は、直ちにゲディングゲ権者に移る(ないし、帰属すること)が強調されており、さらに、(同じく「レーン法」で「補足」された)レーン法五七・三では、ゲディングゲ権者がこの場合あらかじめ(レーン法廷において)主君の承認を求める手続をとらずに所領を占有しても、主君からそれについて問責された際に直ちに所領を代表・擁護し自分の権利を証明すれば不法を行ったことにならない、とされている。

(101) つまり、この条項にはAVに対応条項がない。

(102) この場合、*dingen* という動詞は、*gedinge* という名詞(*dingen* されたもの、ないし、されたこと)のもとになった語と(一般にも)解され(て)いる。因みに、レーン法二〇・二と七六・四には、(*dingen* の過去分詞をそのまま名詞として用いた) *gedingede* の語も姿を見せる。

(103) なお、この条項で、「子たちが成熟以前に与えた同意を撤回し(母の)一期分を破ることができる」とされている点は、「(後から生まれた相続人(=子)の場合とは異なり)アイゲンについての一期分に関する「ラント法」の諸条項には見られなかった

ものであるが、「ラント」法には「子が成熟以前に修道士にされる(あるいは、された)場合、彼は成熟までの間は(修道院を)去ることができ、そしてレーン法(上の能力)とラント法(上の能力)を保持する」(一・二五・二)という条項もあり、「ラント法」では(レーン法三一・一と)同趣旨のことが(アイゲンについての一期分に関しては)特に書かれていないだけであるという可能性がないわけではない。なお、この点については、後註(108)、および、それに対応する本文をも参照されたい。

(104) すなわち、「ドイツ語第三版」(Ordnung Ic)に属する、と云うことである(邦訳、iv・v頁を参照)。

(105) この件、原文は *dat len dat scal he er stede halden to emne live* であるが、これを *gil schuht so muß er ihr das lehn auf ihre lebenszeit treu belassen* (＝その~~ギルシュ~~もたせておく) (Hi, S. 135) ショットは *so muß er ihr das Lehen auf Lebenszeit gewährleisten* (＝保障する) (SCHOTT, S. 281) と、いずれも(夫の死後)彼女のもつ一期分の権利が実現し所領を占有・支配した後のことと理解している。しかし、*halden* の語には「もたせる」「もたせておく」(まして「保障する」)を意味する用例がほかになく(「テキスト」II, S. 229) — なお、その意味のことを言うのに、レーン法五五・六では、*dat he (＝de herre) in deme manne stede linc* となつてゐるのを参照されたい)、また、この後につづく条件文からしても、この件は、(一期分権者が死なない限り、夫がその所領を手放さずに最後まできちんと占有・支配していれば、主君は——たとえば彼女にその後息が生まれたなどの理由で——このゲディング＝一期分の授封を撤回ないし破棄してはならない、という趣旨であつて)、夫の死亡時における一期分の実現(の保障)にかかわるもの、と解すべきであろう。(なお、この点については、次註(106)に紹介する異本、および、すぐ後の(3)や後註(116)で述べることも参照されたい)。

(106) (106) この箇所は、同じく *Ordnung Ic* に属する異本では、「また、彼(＝主君)は彼女に対し(その所領ないし一期分を)破ることをえない、(たとへば)この家臣(または、夫)が息たちをもつてゐるか、あるいは、その後彼等(＝息たち)を儲け(たとへば)でも、彼女の夫がその所領を彼の死にいたるまで彼のゲヴェーレの中に保持する(＝占有しつづける)限り。しかし彼女は、彼女の主君がそれ(＝一期分として授封した事実を承認(しようと)しない場合、彼女の夫の死後彼女の(＝彼女に与えられてゐる)法定年期内に、彼女の主君に対してゲディングの法に従ひ、(in edinges rechte) この(ゲディングの形で行われた一期分の)授封を証人により立証しなければならない」となつてゐる。これによつて、レーン法三一・一、および、三一・二のケースにおいてゲディングの形で一期分の設定が行われることを、(本文に訳出したテキストによるよりも)もっと端的に確かめることができる。

(107) この点については、前註(106)に訳出した異本をも参照されたい。

(108) つまり、この点に関しては、この方式で(明示的に)設定された一期分には、アイゲンについて設定されたそれと同じ権利が認められていることになる(第三章・(四)・(4)・(b)に引用したラント法一・二二・二を参照)。またこれに関連して、前註(103)をも参照されたい。

(109) レーン法二・一二(=AV一・五)は、第一章・(二)・④、および、前註(20)に訳出している。

(110) 具体的には、Ordnung IVcに属するもの(すなわち、一二七〇年の直前に成立したとされる「ドイツ語第四版」にはなく(一般に一四世紀前半に成立したとされる)Vulgata(通用本)に収録されているものである——「邦訳」、v頁参照)。なお、「テキスト」II(S. 20)は、この条項のテキストを二つ掲げているが、ここに訳出するのはそのうち右側に位置するものである。

(111) この箇所のみ mit nimenen および mit rechte については、(石川「ゲヴェーレ」、一五〇頁で述べた)レーン法五九・四の mit nimenen oder mit rechte の用語法を参照されたい。また、「レーン法」で新たに「改訂」・「補足」された条項では、ゲディング権者が所領を占有するに当たり必ずしもあらかじめ(レーン法廷で)主君の承認を求める必要がない、とされていることは、前註(100)で述べた通りである。

(112) ザクセンシュピーゲルにおける besitzen (= besitzen) の用語法については、石川「ゲヴェーレ」、註(81)を参照されたい。

(113) ビルシュ(Hi., Glossar zu "aufgeben", S. 204)によれば、Deutsches Rechtswörterbuch (Bd I, S. 891)は、(aufgebenを意味する)uphizen, läzen(「テキスト」IIでは、oplaten, lalen)の語の原義は resignare である、としている。事実、「レーン法」の oplaten と(この意味での)lalenの語が用いられている箇所は、AVの対応条項では resignare になっている(AV一・四二=レーン法一六、AV一・五七=レーン法二五・一、AV一・八〇=レーン法三〇・一、AV一・九一と九二=レーン法三七・一、AV一・九五=レーン法三九・一、AV一・一一三=レーン法四八・一と四八・二、AV一・一二四(=レーン法四八・二に実質的に対応)、AV三・一四=レーン法七六・二、AV三・一七=レーン法七六・七。なおこのほかにも、oplatenの語は、レーン法八・一、二〇・二、二六・九、二六・一〇(以上二つは「ドイツ語第二版」に属する)、三六・三八・一、三八・二、三九・三、四四・一、五五・一、五五・四、五五・七、五六・四、五七・四、七一・一〇、七六・四、七八などに、また、(この意味における)lalenの語は、同じくレーン法五・一(前出(一)・(1)と(2)を参照)、二六・一〇(前出「ドイツ語第二版」、二八・一、二八・二、三三・三、三八・一、三九・二、四八・一、五五・一、五五・五、五五・七、五七・五、七六・二、七六・七などでも用いられているが、いずれもAVには対応

条項ないし対応箇所がない。したがってこれらの語についても、ほんらい本稿と同じような検討が必要なはずであるが、本稿ではそれには立ち入るゆとりがない。

「レーン法」で「所領を *oplaten* または *laetsen* する」と言われる場合、その多くについては相手方が明記されていないが、レーン法二六・一〇 (*Kint* ≡ 未成熟の主君)、二八・二、三八・一 (家臣 → 上級主君を含む)、三八・二、四八・一、五五・一、五五・四、五五・七、五七・五、七一・一〇、七六・二、七六・七などでは「主君」となっており、これらの語が「所領を」(放棄して)「主君に返還する」という意味で用いられていることが判る。所領が主君から授封されたものである以上、このことはむしろ当然のことにすぎず、相手方が明記されていない場合についても、同じように「主君に所領を返還する」の意に解して大過ないであろう。

ところが、レーン法三七・一 (後註(137)に訳出)には、「*Let de vader sine sone gut op vor sine herren*、また三九・三には、*of en man eneme anderen gut op let vor sine herren*」というケースが現れ、後者についてはひきつづき、「(この場合)彼(≡別な家臣)は最初の家臣のものであった(≡最初の家臣がもっていた)その所領についてのゲヴェーレ(≡占有・占有権)を取得する」とまで言われている。ヒルシュおよびショットは、これらの箇所をいずれも *seinem Sohn veräußert* および *einem aneren (Mann) überläßt* と訳し、「息」または「別な家臣」を「父」または「ある家臣」が所領を(直接に) *oplaten* する「相手方」と解している (*Hil. S. 139 u. 141 · SCHOTT, S. 285 u. 287*)。しかし、いかに「主君の面前において」であれ、主君による授封なしに、家臣が第三者に所領を「譲渡」したり、あるいは、(占有権という意味での)「ゲヴェーレ」を取得することは考えられないであろう(この最後の点については、石川「ゲヴェーレ」、一四二頁以下を参照されたい)。

これらのケースが現れる条項の少し前に次のような条項がある。レーン法三六・二「ある家臣が彼の主君に所領を、それを彼(≡主君)が別な家臣に封与するという条件で返還し(*oplet*)、(しかるに)それを主君が自ら保持しようと思ひ、また彼(≡主君)がそれをかの者(≡他の家臣)に封与(しようと)しない場合、彼(≡主君)はそのような(ことをする)≡それを別な家臣に封与しないで自ら保持する)権利をもたない、けだしそれ(≡その所領)は彼(≡主君)に、彼がそれを必ずかの者(≡別な家臣)に封与する、というように(≡という条件において)だけ、返還されたものだからである」。前出レーン法三七・一および三九・三も、こうした所領の条件つき返還を前提とするケースと理解すべきであろう。(その意味で、前稿(一)、註(36)・(37)で、このケースについて単に「譲渡」としたのは、いささかミス・リーディングであり、「(実質的に)譲渡」とすべきであったろう)。

なお、前述したレーン法五四・一を直接に敷衍するものとして、レーン法五七・五(「しかし、それ(「家臣の所領」がそれをゲヴェーレの中にもつていた(「占有していた」者(「家臣」の存命中に(主君から上級主君に——直前のレーン法五七・四を参照——返還され、彼「家臣」に正しく法に従つて(「redelike unde rechte」)、(上級)主君がそれ(「その返還された所領」を授封した者(「上級主君の家臣」を(新しい主君として)指定した場合、最初の主君がその所領について封与していたすべてのゲディングは破られたことになる)」がある。この条項によつて、アイケ自身は、主君が所領を上級主君に返還すれば、その所領に設定されたゲディングはすべて破られる(「破棄される」)、と考えていたことを確認することができる。

(114) 前註(106)、および、それに対応する本文を参照。

(115) 第一章・(二)・④のAV一・五「レーン法二・二」。ただし、本章・C、(四)・(5)で後述する(「レーン法」で新たに「補足」された)二・七をも併せて参照されたい。

(116) なお、念のために付言すると、これは、(夫の死亡により)一期分の権利が実現されて妻がすでに所領を占有(・支配)している場合のことであつて、前註(113)の末尾で紹介したレーン法五七・五(「レーン法五・二」や前出(2)で述べたレーン法三・二の場合と異なることは言うまでもない。しかし、特にこのレーン法二・三を参照することによつて、レーン法三・一・二の *da len dat scal he er seide halden to erne live* の件(前註(105)を参照)は、具体的には「主君は一旦家臣の妻のために一期分を設定した以上、妻が生きている限り、その所領を濫りに(上級主君に返還したりして)手放してはならず、彼女の(二期分を実現する)ために変わることもなく保持しなければならない」、という意味であることもはつきりするであろう。なお、レーン法二・三については、後註(118)をも参照されたい。

(117) 第二章・(四)・(4)・(c)を参照されたい。

(118) 前述したレーン法三・一・一の、夫が妻のために「息たちの同意を得て、所領を一期分として設定する場合」(前出(二)・(1)参照)、および、(おそらく同じく息の同意を前提すると解される)レーン法三・二・二と三・三(前出(三)の(2)と(3)を参照)の場合、もしそれによつてこの所領について息の「相続権」が失われるとすれば、息の同意を得ることは実際上難しくなるのではないのか、という問題がある。(この点は、アイゲンについて設定される一期分が、妻の死後、夫の法定相続人、したがって、最も多くの場合、息たちに相続される——第二章・(四)・(5)・(a)、および、前註(88)を参照)のと比較すれば明らかであろう。

この問題について、一般論としては、次のように考えることもできよう。まず、一般的には、レーン(ないし *recht lein*) については当然「相続権」がある。だからこそゲディングは、現在それを占有(・支配)している者が封相続人なしに死亡すれば、という条件で授封されるのである。ところが、明示的に一期分として設定されるゲディングの場合には、封相続人が存在するにもかかわらずその承諾を得て行われる例外的なゲディングである。したがって、少なくともこの場合に限っては、封相続人である息のレーンに関する「相続権」を否定する必要はなく、それを一期分権者である母の死亡まで凍結しておけば足りるはずである、と。

レーン法二・三末尾の一文、「しかし、彼女が彼女の死後それを彼女の子たちに相続させることはない」は、字義通りには、もちろんこうした推定と真向から衝突する。しかし、母の一期分が設定されていたアイゲンについても、母の死後それを息たち(がある場合に彼等)に相続させるのは、法的には父であつて母ではない。また、レーンについて設定される一期分に関する諸条項のうち、この条項に限って「息たち」ではなく「彼女の子たち」と言っていることも気になるところである。「娘たち」にはもともと(父の)レーンについての「相続権」はないから、この一文が母の死後母がそれまで占有(・支配)していた所領を現実、誰が継承するのか、という視点から書かれたとしても、それが具体的な意味をもちうるのは母が再婚してその後に儲けた息に關してだけ、ということになる。

(119) レーン法一三・一、五五・九、五六・二、五七・四、六三・一、六五・四、七一・一二(二回)、七一・一九、七二・六、七二・七、七二・八、七二・九、七二・一〇。なお、この点、および、以下に述べることの概略は、「前稿」(一)、註(8)でも述べておいた。併せて参照されたい。

(120) レーン法五五・九、五六・二、五七・四、七一・一二(二回)、七二・六、七二・八、七二・九、七二・一〇。

(121) レーン法一三・一。

(122) レーン法六三・一 || AV 一・一三〇(後註(136)を参照)、および、レーン法六三・四 || AV 二・一六(なお、AV 二・六では、さらに後述するように、厳密に言えば(あるいは、実質的には)、一城塞、レーンを除く(それ以外の)いかなる彼の *beneficium* (において)も)となっている。

(123) レーン法七一・一九 || AV 三・四(第一章・(二)・⑩、および、前註(31)を参照)、および、レーン法七二・七 || AV 三・一一。(AV 三・一一は、直前の三・一〇 || 「城塞が破壊され、あるいは主君の貧困または怠慢によって荒廢に帰し、あるいは、不法

(な行為)のかどで (*iniuriarum causa*、この箇所はレーン法七二・七では、より明確に *um ungeriche* = 「犯罪のかどで」となっている) 判決によって取り壊され、城臣がその(不法ないし犯罪の)実行者(ないし犯人)でない場合、(城臣は)そのゆえに *urbanum beneficium* を失うことにはならない」を承けて、次のように言う。「そうではなくて、城塞レーンはその者(= 城臣)にとって *vulgate beneficium* と見做される、城塞が再建され城門と防壁とで全面的に固められるまでの間は」(後略)。なお、A V に対応条項のないレーン法七二・一二でも、次のように言われている。「ある主君(= 城主)が彼の城塞(そのもの)をそっくり(自分の一家臣に)封与し、あるいは、彼がそれを彼の *ingenuus* (= レーン法上彼と同格でない者、具体的には彼よりシルトの低い者)に譲渡する(=) (後者は城塞が彼のアイゲンである場合を想定しているものと思われる)ならば、城臣たちは彼等の城塞についてかの者(= 城塞の封与ないし譲渡を受けた者)に対して(その)授封更新を求める義務はなく、彼等は、彼等がそれ(= 城塞レーン)を受領していた者(= 城主)から(受領した)彼等の *rechte len* として(それをひきつづき)保持するか、あるいは、彼等はそれ(= 城塞レーン)について彼(= 城主)がそれを譲渡した者に対して *rechte len* として(その)授封更新を求めるべきであり、また、彼等が(城臣として城塞に)留まることを望まない場合には、城塞の上にある彼等の建物について人(= 城主ないし彼から城塞を封与ないし譲渡された者)は彼等に(代価を)支払わなくてはならない」。ここに(も)「城塞レーン」が *rechte len* として扱われる事例が見られるだけでなく、ここには「ヘールシルト」の語が用いられていないものの、この条項も、同じヘールシルトをもつ者の家臣になればシルトが下がる、という原則を前提していることに注意する必要がある)。

(124) A V 二・六五 = レーン法七二・一、および、A V 二・六六 = 同上。本文に「(実質的に)」の語を加えたのは、後者では——すぐに訳出するように——(構文上、*beneficium* の語が省略され)単に *vulgate* の語が用いられているからである。

(125) 「レーン法」ではさらに七二・三の一部、七二・四、七二・五が「補足」されている。

(126) 「レーン法」ではこの後にさらに七二・七が「補足」されている。

(126・a) 前註(123)を参照されたい。

(127) 「レーン法」ではさらに七二・八、七二・九の後段、七二・一〇、七二・一一、七二・一二、七二・一三、七二・一四の末尾、七二・一五、七二・一六、七二・一七、七二・一八の一部、七二・一九の末尾、七二・二の末尾で、かなり大幅な「補足」を施している。

(128) ここで検討の対象としている条項の中では、このほか A V 一・一三〇でも、*urbanum beneficium* の語が *beneficium* に対比

されている。前註(122)を参照。

- (129) AV二・六八後段の主語は、構文上は(単に) aliquis を受けているにすぎないが、(彼が封与することをえないとされる目的語は iudicium concessum sibi であるから、実質的には、「裁判権レーンを授封された裁判官」であり、この裁判権レーン・留保禁止の条項は、文言上、(裁判権レーンを授封するだけの)「国王」には及ばないことになる。因みに、レーン法七一・三末尾の「一年をこえて」(留保してはならない、および、「同じように国王は旗レーンを(留保しては)ならない」の件は、「レーン法」の部で新たに「補足」されたものである。この点はいわゆる「授封強制」の問題との関連においても見逃すことのできない点であるが、「授封強制」に関するザクセンシュピーゲルの史料の所見については、「前稿」(二)、八〇九頁、および、註(121)・(139)・(140)をも参照されたい。

- (130) このAV二・六九に対応するレーン法七一・六は次のようになっていいる。「誰であれアイゲンをレーンとして受領する者(Ⅱ家臣)があれば、それ(Ⅱそのレーン)については volge がない。しかし、(そのレーンの)授封は、ライヒの所領である他のレーンと同じく、第七の手まで及ぶ。彼等(Ⅱ中間の主君)のうちいかなる者も、他の者(Ⅱ自分の家臣)に対し volge を却けることをえず、またその所領についてレーン法(上の義務)(具体的には、(又)授封)を拒む(jemreches weigern an deme gude)ことをえない、それ(Ⅱその所領)が自分のアイゲンである最上級の主君は別にして」。

- ①これを本文で訳出したAV二・六九と比較すると、かなりの「改訂」ないし「補足」が施されていることが判るが、そのうち実質的に意味があ(り)うるのは次の三つである。

- ⑧まず最初の文章(AVでは「主君のアイゲンを授封された家臣は」法的にはその授封更新を(主君の)相続人にも、また他の誰か(Ⅱ主君)にも求めることができない」とされていた件)が「それ(Ⅱ主君のアイゲンであるレーン)については volge がない」と改められている。この volge (Ⅱレーンの承継)の語は(具体的には)何を指すのか。この場合、前註(98)で論じたレーン法五一ⅡAV一・二〇場合とは異なり、(そのもとになった)AV二・六九のテキストでは「授封更新請求権」がないということだけで述べられているので、 volge Ⅱ「授封更新請求権」という通説に従って読むことに何の問題もなさそうに見える。

- ⑨次に、(AVでは「彼等のうち……いかなる者も」と benficiun を拒むことをえない)の間に「他の者に対し volge を拒むことをえず、また」が「補足」されている。この箇所も、 volge Ⅱ「授封更新請求権」と読んでまず問題がなさそうに見える。ただそのように読むと、「他の者に対し授封更新の請求を却けること」と(AVにもとからあった)「その所領についてレーン

法(上の義務Ⅱ(又)授封)を拒むことをえない」との重複が多少気にはなるが、前者では「原則論」の形で述べたことを後者では具体的に述べたものと、と解することもできよう。

⑥(AVでは「アイゲン(についての)のレーン」は第六の手まで下りていく」となっていた件に)「ライヒの所領である他のレーンと同じく」の一句が「補足」され、「第六の手」が「第七の手」に改められている。この場合、AV(二・六九)のテキストにはもとまた次のような問題があった。すなわち、「アイゲン・レーン」は「ライヒの所領」とは異なり(第一シルトをもつ)国王から出発することはないから、(仮に第二シルトをもつ教会諸侯が自分のアイゲンをもっていたとしても)それは(たかだか)「第六の手」までしか及ばず、(たとえば、第五シルトをもつ参審自由人がアイゲンを授封した場合を考えてみれば明らかのように)常に「第六の手」まで及ぶわけではない。そこで「レーン法」では、「手」という同じ言葉を、アイゲンの持主である最上級の主君から数えて何番目の授封者かということではなく、どの「シルト」の持主かという意味に用いることによって、こうした問題を除去しようとしたものと推定される。しかし、この「改訂」は、(間接的にヘールシルトが国王に始まることを意識させるだけでなく)「ライヒの所領である他のレーンと同じく」という「補足」にも明らかのように、「アイゲン・レーン」が又授封された場合にはそれを *rechtes* 並みに扱おうとする志向とも関係するものである(この点については、(三三)・(三)で後述するレーン法六五・四を参照されたい)。

②右の④・⑤で述べた点は、ヒルシユ(Hirsich, 182)および、シュット(Schott, S. 33)の読み方とも一致する。ただし、そのように読むと、レーン法七一・六が「特別なレーン」の一つである「アイゲン・レーン」の特性として挙げているのは、(主君に異動があった際の)「授封更新請求権」がないということだけである、ということになり、その反射として、「アイゲン・レーン」にも(家臣が死亡した際の)「相続権」はある、という解釈に導かれることになるであろう。

その点特に⑥の *leines weigen* の読み方に関して、ホーマイヤーは独自の見解を述べている(Ho. II, S. 527)。すなわち彼は、④と⑤の *volge* の語は(主君に異動があった際の)「授封更新請求(権)」だけを意味する、と解した上で、⑥の *rechtes weigen* の語は、「相続人(の授封請求)を拒む」という意味であって家臣の「相続権」だけにかかわりそれを明示的に否定したもの、と解している。(ホーマイヤーは、それを根拠にして、さらにレーン法七一・一五は、「城塞レーン」について、たとえ「城塞 および「城塞レーン」の一方または双方が城主の「アイゲン」であっても、城臣には「相続権」・「授封更新権」がいずれも例外として、認めている、と解しているが、この条項、および、ホーマイヤーがこの点に関する第二の例外とするレーン法七一・六に

ついては、本章・Cで改めて検討することにする。しかし、ホーマイヤーの言うように、「アイゲン・レーン」について家臣の「授封更新請求権」だけでなく「相続権」もなかったか、という点については、根本的な疑問なしとしないのである。

⑧ レーン法七六・三は、後に改めて本章・C、(四)・(2)・⑧で訳出するように、(事実上、「フエーデ宣告」の意味をもちうる)主従関係の解約に関して、まず家臣が主君に対して主従関係を解約すると、家臣が主君から受領していた所領は主君の手許に戻るとし、次いで、逆に主君が家臣に対して主従関係を解約すると、主君は家臣に授封していた所領を「それが主君のアイゲンである場合を除き」失ったことになり、家臣は上級主君に対してその授封更新を求めることになる、とした上で、「しかし、それ(Ⅱその所領)が主君のアイゲンであるか、あるいは、ある教会(godshus)に属するものであつて、それが(主君の支配権・支配圏の)外へ出ることができず、また家臣がそれをその先(上級主君の許)まで *volgen* (Ⅱ授封更新を求めることが)できないのであれば、その所領を家臣は彼の存命中(主君に対する)勤務なしに保持すべきであり、またそれを彼の子に相続させ、またそれについてレーン法を行う(Ⅱ自分の家臣に又授封することもある(下略)」と言う。つまり、主君が家臣に対し主従関係を解約した場合、一般的には(Ⅱライヒの所領)であるレーン、あるいは、主君が上級主君から授封されていたレーンについては主君が家臣に授封していたレーンは主君の手を離れて上級主君の手許に戻り、家臣はその授封更新を求めることになるが、(「自分の土地」であつて上級主君から授封したのではない)主君のアイゲン(および教会領)であるレーンについては上級主君は存在せず、家臣はその授封更新を上級主君に求めるわけにはいかないので、その所領を彼の存命中主君に対する勤務なしに占有(・支配)してよい、というのである。もし「アイゲン・レーン」について(もともと)「相続権」がなかったのであれば、主君による主従関係の(一方的)解約に対して家臣の「権利」を保護することにはこれだけ(つまり、所領の占有・支配を家臣の一代に限って事実上現状のまま維持すること)で十分だったのではないか。しかも、その後ひきつづき説かれている家臣の「相続権」と「又授封権」のうち後者については、レーン法七一・六によつて、もともとそれが家臣に認められていただけでなく、(ホーマイヤーの解釈によつても)むしろ義務づけられて(さへ)いたことが判る。そうだとすれば、(レーン法七一・六で明示的に否定されていない)「アイゲン・レーン」についての「相続権」ももともと家臣に認められていた、と考えるべきではないのか。

⑨ 因みに、レーン法七六・三のうち、右に「」を付して引用した件は「レーン法」で(新たに)「補足」されたものであり、対応するAV三・一五は、(もともと)次のようになっていた。「主君に対し家臣が彼の *hominum* (臣従礼、ないし、臣従関係)

を解約する場合、(家臣が)彼(Ⅱ主君)から受領したレーンは主君にとって自由になる(Ⅱその手許に戻る)。反対に主君は家臣が彼から受領していたレーンを失うことになる、もし(主君が)家臣に対して(主従関係を)解約し、そして家臣が法に従い(*secundum ius*)直ちに上級主君に対しそのレーン(の授封更新)を(乞い)、あるいは、(別に新しい主君を指定して)その者(Ⅱ別な新しい主君)から(家臣が)前の主君から受領していたのと同じだけの名譽(*honor*)をもつて、*ius*(レーン法上の権利、所領の支配権)を受領できるように、(自分を)別な(新しい主君の許へ送るように乞うことになる)。「同じ(だけの)名譽をもつて」というのは、第一章・(二)⑧に訳出したAVⅠ・五七、および、同上⑭に訳出したAVⅠ・一二四にも明らかにように、具体的には「自分のシルト(Ⅱレーン法上の地位・身分)を下げることなく」という意味であり、このAVⅢ・一五(したがって、間接的にはレーン法七六・三三の意図が家臣の権利の(拡大ではなく)(現状のままの)保全にあった、ということ)がはっきり判るであろう。

◎以上の理由で、私は今のところ、レーン法七一・六の *volge* の語は(AVⅢ・一五の論旨を忠実に継承して)(主君に異動があった際の)「授封更新請求権」だけを指すが、そこで触れられていない「アイゲン・レーン」についての家臣の「相続権」はあった、と考えている。もつとも、レーン法七一・六の後半(ⅡAVⅡ・七〇)では、「その(自分のアイゲンである)所領を封与する(あるいは、封与した)同じ(最上級の)主君はまた、彼がそれ(Ⅱその所領)を必要とする場合、(いつでも)それを取り戻すことができる」とされているから、「アイゲン・レーン」については、法的には「相続権」があつてもなくても、もし主君が家臣が死亡した時に「アイゲン・レーン」を取り戻せば、結局同じことになるのではないかと、とお考えになる向きがあるかも知れない。しかし、レーン法七一・六は、ひきつづき「彼(Ⅱ最上級の主君)がそれを家臣に対しライヒの所領についての同等の交換によつて(Ⅱ同等の価値をもつライヒの所領を授封することによつて)補償する限り」という条件をつけているから、家臣に「相続権」がある場合とない場合とでは、「補償」の有無、すなわち、家臣の権利の保護の点で大きな差が生じることになる。(なお、この点については、本章・Cで改めて後述する)。

(131) 前註(130)の末尾、②・◎を参照されたい。なお、レーン法七一・六の末尾では、AVⅡ・七〇の末尾にあった *modo beneficii* の語に直接に対応する表現は見当たらないが、それがなくてもAVⅡ・七〇と同じ論旨であることは十分に理解することができる。

(132) 本文に掲げた訳は、*homo* の語を「城臣」を指す、という理解を前提している。(たとえば、前註(133)で扱ったAVⅢ・一一

「レーン法七二・七を参照すれば、こうした前提が成り立ちうることは明らかであろう」。しかし、このA V三・一には対応する「レーン法」の条項(特に七二・九)で大幅な(城塞レーンを又授封した城臣にとってはよりきびしい方向での)「改訂」が施されており、「レーン法」を参照すると、A V三・一の *homo* を「城臣の家臣」と解する余地がまったくないわけではない、とも考えられる。しかし本稿では、「レーン法」における「城塞レーン」を本格的に検討する余裕もないし、その必要もないと思われるので、とりあえず本文のように訳しておいた。なお、「城塞レーン」については後註(133)をも参照されたい。

(132・a) レーン法七二・一八では、最初の部分が、「城塞レーンをもとに彼(＝城臣)は彼の主君に対し *hoſſen* を、また *hereſen* を、勤務する義務を負わない」と補足されている。

(133) レーン法一二・一、五五・九、七一・一二、七一・一九、七二・六、七二・七、七二・八、七二・九、七二・一〇。これらのうちA Vの対応箇所 *vulgate beneficium* の語が用いられているのは、前註(123)で述べたように、レーン法七一・一九と七二・七(これについては前註(132)をも参照)の二箇所だけであり、もう一つA Vに対応条項のあるレーン法一二・一においては、*rectu len* の語は「レーン法」で「補足」された箇所に見せる(前註(121)を参照)。他の六条項はすべて「レーン法」で新たに「補足」されたものである(前註(120)を参照)。

(134) レーン法六五・四(＝A V二・六——前註(122)を参照)。これについては改めて後述するが、この条項の *rectu len* の語も「レーン法」で「改訂」された箇所に現れる。

(135) それにもかかわらず「裁判権レーン」が *rectu len* の中に含まれない、ということについては、すでに「前稿」(一)、註(8)でも前述しておいたが、すぐに後述するレーン法七一・一における *gemene leuecht* の用語法をも参照されたい。

(136) レーン法六三・一(＝A V一・一三〇)。その前段(＝いずれの所領であれ家臣に臣従礼なしに封与(ないし、授与)される(ないし、された)ものは *rectu len* とは言わない、(たとえば)主君が彼の家人に臣従礼なしに *hovecht* (＝ファミリアの法)に従って授与する(ないし、した)所領(＝家人領)のように)は、A V(一・一三〇)では、「何であれ家臣が臣従礼によつて受領しないものは *beneficium* であると判断され(え)ない、(たとえば)主君が彼の家人たちに、臣従礼なしに、*ius curia* (＝ファミリアの法)に従って授与する場合のように」(となっていて、*rectu len* には *beneficium* の語が対応している(前註(122)に対応する本文を参照)」。この場合、両者の述べていることには実質的には変わりがなく、むしろA Vの方が、家人領はたとえ *rectu len* でなくても何らかのレーンでありうるのか、という紛れを残さないことに注意しておきたい。

- (137) レーン法五五・九。前註(120)で述べたように、AVにはこの条項に対応する条項がない。なお、この(*evelen* ないし *erlen*)の語はレーン法三七・一(「父が所領を彼の息のために(＝彼の息に授封するという条件で)彼の主君の前(＝レーン法廷)で(主君に一旦)返還する(あるいは、した)場合——前註(113)を参照——、息はそれ(＝その所領)について *evelen* (としての権利)をもたない、たとえそれ(＝その権利)が彼の父のものであった(＝その権利を彼の父がもっていた)」としても、けだしそれ(＝その所領)は彼(＝息)に相続されなかった(あるいは、相続されたものではない)からである。誰であれ彼(＝自分の)の *evelen* (＝自分が相続によって取得したレーン)を(主君に)返還してそれを再び受領する(ないし、した)者があれば、彼はそれ(＝その所領)について *evelen* (としての権利)をもたない」に(二回)姿を見せるが、それに対応する AV 一・九一(「もし父が息のためにいずれかのレーンを主君に返還する(*resignat a domino*)ならば、息はこのレーンを *hereditate iure* (相続権によって)受領したことはならない、けだし(このレーンは)彼に相続されなかった(ないし、相続されたのではない)からである」)、および、AV 一・九二(「同じように、レーンを主君に返還(*resignat*)し、その後再び同じレーンを授封された者(があれば、その者)はそれ(＝レーン)について *hereditarium ius*——著者の意図としてはおそらく「父から」相続(した)財産としての権利」、ただし、「(息に)相続(される)権利」)とも読める——を失うことになる」)には直接それに当たる語はなく、この語はおそらく(AVのテキストに見られる「紛れ」(＝「相続権を失う」)とも読まれかねないというおそれ)を除去するために「レーン法」で新たに創り出されたものと思われる。しかし、その点はいずれにもせよ、たとえ(父から相続した *erlen*ではなく)家臣が主君から新たに授封されたレーンであっても、家臣がそれを最期まで占有(支配)していれば息に相続させることに変わりはなく、*recht len*との相違は、(せいぜい)後者については法定ゲヴェーレ(*rechle Gewere*)が授封後一年と一日後に成立するのに対して、前者についてはそれが(所領とともに)息に「相続」される——この最後の点については、石川「ゲヴェーレ」、一四五頁、および、一六三―一六四頁を参照——という点に限られる。
- (138) レーン法五五・九、五六・二、五七・四。これらの条項は、前註(120)に明らかなように、いずれもAVに対応条項がなく、「レーン法」で新たに「補足」されたものであり、換言すれば、*geunge*が(少なくとも)明示的に *recht len* (ないし、*vulgar beneficium*)に対比されるのは、(AVには見られず)「レーン法」においてはじめて見られる現象である。
- (139) レーン法五五・九、五七・四。この両者も、前註(138)に明らかなように、AVには対応条項がなく、*wardunge*に対応する語ないし概念もAVにはまだ見られない。ただし、*wardunge*の語が用いられることがなくとも、実質的にそのことを述

べた条項があることに注意しなくてはならない。(不完全なことは承知の上で、今回目づいたものを挙げると、たとえばレーン法七・一、七・二(ドイツ語第二版)、七・四(ⅡAV一・二八)、七・六、七・七、七・八、一〇・二(ⅡAV一・二八)、四九・二(ⅡAV一・一七)などがそれである。なお、前註(98)の③に引用したレーン法一一・一では、*gedinge*についてだけでなく *wardunge* のことをも含めて述べているので、直接にはこれら二つの語がいずれも用いられないことになった、と推定される。

(140)「ゲディング権者」を指す語としては、*secundus (od. secund) in beneficio* の語が AV一・二二(Ⅱレーン法五七・一——前註(100)を参照)と一・四四(Ⅱレーン法二〇・一)で用いられているほか、一・一九(Ⅱレーン法五・一)では *successor eius* (Ⅱその(現に所領を占有している)者(Ⅱ家臣の後継者)、一・二〇(Ⅱレーン法五・一)では *manus secunda* (Ⅱ第二の手、二番手の者——前註 98 を参照)、AV一・八八では *expectantes* (Ⅱ期待権者)の語が用いられている。また、*expectatio (beneficii od. in beneficio)* (Ⅱ(レーンの)期待権)の語は、AV一・二五(Ⅱレーン法六・二)、一・二七(Ⅱレーン法一〇・一)、一・八四(Ⅱレーン法三二・一)、一・八八、一・一一七(Ⅱレーン法四九・二)、一・一二五(二回)(Ⅱレーン法一〇・二)で用いられている。これらの語の用法について注目されるのは次の諸点である。

④これらの条項は、AV一・八八を除き、すべて「レーン法」に対応条項がある。(なお、AV一・八八(Ⅱ「俗的な(ないし、世俗の) *habitus* (Ⅱ生活、生活様式)を *spirituals* (Ⅱ霊的な、ないし、聖界の)(それ *habitus*)へと変える者は、レーンを(封)相続人 *利息*に相続させることはなく、また *expectantes* (Ⅱそのレーンについて期待権をもつ者)にとつて *beneficii expectatio* (Ⅱそのレーンについての期待権)は消滅する)は、「アウクトル・ヴェートウス」から「レーン法」に継承されることなかったごく少数(Ⅱほんの二・三)の例外の一つであるが、第二章・二・②、および、三・④で前述したように、「ラント法」では「修道士」について、レーンおよびレーン法(上の能力)との断絶が強調されており、おそらく、「ラント法」執筆後「レーン法」に補筆する際に不要と感じられたので削除されたのではないか、と思われる——因みに、J. NIEMEYER, *Mediae latinitatis lexicon minus* によれば、*habitus* の語(そのもの)に *la vie monachale* の意味もあるという。⑤「レーン法」の対応条項では、これらの語は、AV一・一七と一・二五(二回)の *expectatio* を除き、*secundus in beneficio* などの(Ⅱ「ゲディング権者」を指す)語をも含めて、すべて *gedinge* の語(ないしそれを含む表現に改められ(統)され)ている。⑥右の⑤で例外に数えた二つの条項、すなわち AV一・一七(Ⅱレーン法四七・二)と AV一・一二五(二回)(Ⅱレーン法一〇・二)については、AVでは *expectatio* の語が用いられているのに「レーン法」

の対応条項・対応箇所には *gedinge* の語が姿を見せない。なぜか。AV 一・一一七と一一五では、*non in loco designato* (場所を特定されていない)あるいは *loco caret designato* (特定された場所がない)と明記されており、*expectatio* の語は「レーン法」の用語で言え¹⁴¹⁾ *wardunge* を指しているからである。この点については、前註(139)で述べたことも併せて参照されたい。

(141) *gedinge* の語は、前註(140)で挙げたレーン法五・一(二回) (AV 一・二〇)、六・二(= AV 一・二五)、一〇・一(= AV 一・二七)、二〇・一(= AV 一・四四)、三三・一(= AV 一・八四)、五七・一(= AV 一・二二)のほか、AV に対応条項のな(「レーン法」で新たに「補足」された)レーン法二〇・二(*gedingede*)、二〇・三、二〇・四、三三・一(*dingen*——本章 A・二二・一)を参照)、三三・一、五五・九、五六・二、五六・五、五七・三、五七・四、五七・五、(以下は本文で問題になっている七一・一以降のものであることに注意)、七一・四、七一・八、七一・一一(二回)、七一・一三、七六・四(*gingede*)、七六・八(二回、ほかに *gingede*)にも現れる。さらに前註(139)の末尾で指摘したレーン法一一・一の例に明らかなように、レーンに関しては、*gedinge* の語が用いられていなくても、(たとえば「*gewere* をもたない」という表現で)そのことを述べている条項が(現にあるし、ほかにも)ありうる。

このことはしかし、「レーン法」における *gedinge* (および *wardunge*) の問題を遺漏なく考察するためには、それを *gewere* の問題との関連においても検討する必要がある、ということを示している。AV で *gewere* の語に対応する語は *possessio* と *wardalia* の二つに分かれているが、(そのことが私にとって従来ザクセンシュピーゲル成立史に関する異説に与することを躊躇させた蹟きの石になっていた、ということについては、「前稿」(三三)、註(230)を参照されたい)、遠からず本稿と同じ手法で、すなわち AV から「レーン法」へのテキストの発展を辿りながら、「ザクセンシュピーゲル(レーン法)におけるゲヴェーレ」の問題に再挑戦したい、と考えているので、ゲディングについて網羅的な検討もそれまでお待ちいただければ幸いである。

(142) 「裁判権レーン」のゲディングについてはレーン法七一・四(「二人の者(ないし、家臣)は(同じ)一つの *geriche* (= 裁判管区ないし裁判権)を(レーンとして)もつ(すなわち、同じ *geriche* をレーンとして占有・支配する権利を共有する)ことをえない。人(主君)は、しかし、それ(= *geriche*)について、他のレーンについてと同じく、*gedinge* を封与することはできる)」、「城塞レーン」のそれについては、レーン法七一・八(「城塞レーンについては、他のレーンについてと同じく、*gedinge* がある(= *gedinge* を封与することができる)」、および、七一・一三(「城塞レーンについては、他のレーンについてと同じく、主君の *angevelle* (= 封相統人が未成熟(= 二歳未満)の間レーン法上の後見人としてその所領^{レナ}からの収益を取得する権利)と罰金、および、*gedinge* がある」)

を参照されたい。gedinge がこれらの「特別なレーン」についても存在しうることによって、それが *gemene lennecht* に属することはさらに鮮明になるであろう。

(143) 第一章・(二)・⑭を参照されたい。

(144) 同上・⑭と前註(31)、および、本章・B、(二)・(2)・②を参照されたい。

(145) *warandia* (＝ *Gewere*) の用語法については、前註(141)を参照されたい。

(146) 前註(140)、および、それに対応する本文を参照されたい。

(147) 「前稿」(二)、註(32)をも参照されたい。なお、対応する AV 一・三七では、「(そのような家臣は)レーン法廷で証言から却けられうる(＝他の家臣がその証言を拒むことができる)」とされており(因みにこれは、第一章・(二)・⑤に訳出した AV 一・六とまったく同じ表現であり、それに対応するレーン法一・二では、「人は彼等、ヘルシルトを欠く者をすべて、証言(ないし、証人)および判決の発見から却けることができる」となっていて)、彼等のレーン法廷における証言が(相手方が容認すれば)必ずしも絶対に不可能ではない、という含みも残るのに対して、レーン法二二・一がそうした含みを残さないきびしい言い方になっていることが注目される。

(148) ヒルシュ(Hi. S. 110. Anm. 3)は、「(たとえ彼が(その)主君から所領を受領せずに)〔他の主君から受領〕(していても)」と補っており、シヨットも、「(たとえ彼が)「ほかならぬ」(この主君から彼のレーンを受領していなくても)」と補って、ヒルシュの解釈に追随している(SCHOTT, S. 252)。しかし、こうした解釈は、ある主君に対して参廷義務を負いそのレーン法廷に参集するのは(基本的には)その主君(から授封された彼)の家臣に限られる、というレーン法上の大原則に抵触しかねないし、ヒルシュがそこで挙げているレーン法六九・一と二は、「代言人」や「判見の発見」ではなく、「判決非難」にかかわる条項である。(したがって、この点に関しても、ヒルシュが批判しようとしているホーマイヤーの見解——C. G. HOMER, *Des Sachsenpiegels zweiter Theil*, 2. Bd. (1844), S. 273f.——の方が正しい、と言わざるをえない)。

(149) 前註(139)および(141)を参照されたい。

(150) この条項については、本章・Cにおいて、「アイゲン・レーン」との関連で改めて後述する。なお、本章・Cでは、「アイゲン・レーン」そのものについて例外的な扱いがされる場合(たとえば、前註(130)で論じたレーン法七一・六)においても、それが「アイゲン」として特性を(完全には)失っていない、ということが明らかにされるはずである。

- (151) 現に、一異本(=いわゆる H (= Havichors) 本)では *Archetypus* *et in quolibet beneficio suo* となっている箇所が *in quolibet officio suo* となっている (*Auctor vetus de beneficiis*, I, Lateinische Texte, hrsg. v. K. A. ECKHARDT, 1964 (1972), S. 96 — なお *officium* の語は *Am* (A V 一・二二八, H 本では 一・二二九) のほか *Ambezirk* の意味でも用いられている (A V 一・二二七, H 本では A V 一・二二八)。
- (152) 私が *rechten* を「正規のレーン」と訳するのは(主として)この点に関係するが、この点に関しては、本章・C で「アイゲン・レーン」について述べることをも参照されたい。
- (153) 前出第二章・(四)・(4)・(c) を参照されたい。
- (154) この点、および、以下については、本章・A の末尾(三)・(2) に掲げた疑問を参照されたい。

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. 51 NO. 1 (2000)
SUMMARY OF CONTENTS

Die Heerschildordnung im Sachsenspiegel (2)

— Im Zusammenhang mit der Entstehung des Rechtsbuchs —

Takeshi ISHIKAWA *

III. Exkurs — Zusammenhängende Probleme

A. Die Leibzucht im Sachsenspiegel-Lehnrecht

Im folgenden soll, im Anschluß an oben II, 3. 4), c), die Leibzucht im Ssp-Lehnrecht untersucht werden.

1. Zu bemerken ist dabei zuerst folgendes: Das Wort *lifge)tucht* oder *lifgedinge* erscheint nämlich sowohl im Ssp-Lehnrecht als auch im Auctor vetus überhaupt nicht, sondern die Leibzucht am Lehen ist nur substantiell im Zusammenhang mit dem Gedinge behandelt, und zwar in wenigen Artikeln des Ssp-Lehnrechts, die im AV keine Parallele haben.⁵⁷⁾ So wollen wir uns zunächst dem Gedinge zuwenden.

2. 1) Lnr. 5 §1 besagt in dessen ersten Hälfte wie folgt: *Twen mannen mach de herre en gut lien, also dat ene de gewere dar an hebbe unde de ander dat gedinge, of de ane lenerve stervet de dat gut in geweren hevet.*

Danach stellt das *gedinge* zwar eine Art Belehnung dar, der damit Belehnte kann jedoch das Gut nicht sogleich in Besitz nehmen, sondern erst nach dem Tode desjenigen, der es *in geweren* (= Besitz) hat, und zwar unter der Bedingung, daß dieser

* Professor (emeritus) an der Hokkaido Universität.

57) Lnr. 31 §1, 31 §2 (Ordnung Ic), 2 §3 (Ordnung IVc).

ohne Lehnserben stirbt. Das ist zweifelsohne das, was unser Spiegler im Landrecht mit dem Satz: (die Leibzucht an) *len(e) bi eres mannes live is er gedinge* gemeint hat.

2) In der zweiten Hälfte setzt sich der Artikel wie folgt fort: *An deme gedinge n'is nene volge. Let it ok jene de it in geweren heret, dat gedinge is gebroken, it ne si dat he it weder untva, de it dar gelaten hevet, unde dar an irsterve.*

Danach gibt es am *gedinge* keine *volge* (d.h. weder Erbrecht beim Mannfall noch Anspruch auf Belehnungserneuerung beim Herrenwechsel).⁵⁸⁾ Auch falls derjenige, der das Gut *in geweren* (= Besitz) hat, es aufgibt, ist das *gedinge* (im Prinzip) gebrochen. Damit ist auch der Grund dafür klargestellt, daß unser Spiegler im Landrecht die Leibzucht am Lehen für etwas, was *to maneger wis gebroken mach werden*, erklärt hat.

3) Über das *Gedinge* als Mittel zur Einrichtung der Leibzucht am Lehen könnten aber zwei Fragen angeschnitten werden. a) Kann man es als Mittel zur Leibzucht überhaupt nicht verwenden, falls man einen Lehnserben (= Sohn) hat? Das *Gedinge* ist doch nur unter der Bedingung, daß der Besitzer des Guts ohne Lehnserben stirbt, geschlossen und erfüllt. b) Kann das *Gedinge* auch einer (eigentlich lehnsunfähigen) Frau überhaupt verliehen werden? Denn im AV (sowie im entsprechenden Artikel des Ssp-Lehnrechts) ist zwar eine Bestimmung zu finden, daß ein Herr eine Frau doch mit *beneficia* belehnen kann⁵⁹⁾, dagegen ist nirgendwo im AV belegt, daß er ihr auch das *Gedinge* verleihen kann.

4) Zunächst über die Frage a). Dazu lautet Lnr. 57 §1 wie folgt: *Liet en herre wif*

58) In Lnr. 5 §1 sind im Vergleich zu entsprechendem AV I 19 (= *Beneficio uno possunt inbeneficiari duo, quod unus possessionem habeat, et alter successor eius existat post mortem illius in ipsius bonis.*) sowie I 20 (= *si heres beneficiarius, scilicet filius, sibi desit in die obitus. Manus secunda non habebit beneficia, nisi in beneficiis praedecessor eius in die sui obitus ea in sua habuerit warandia, et dominus adhuc vixerit, qui eum inbeneficiavit*) mehrere Korrigierungen zu finden. Davon seien hier nur zwei zu erwähnen. Einmal erscheint nämlich das Wort *irsterven* auch hier an der korrigierten Stelle (vgl. dazu o. Fn. 51). Zum zweiten erscheint auch das Wort *volge* an der korrigierten Stelle. Übrigens kann das Substantiv *volge* (im Sinne von "Lehnsfolge"), das im AV kein entsprechendes Substantiv hat (dort ist nur mit dem Verbum von *sequi* gesprochen), jedenfalls in Ldr. I 56 u. III 53 §3 nicht nur die Belehnungserneuerung beim Herrenwechsel, sondern auch die Erbfolge beim Mannfall bedeuten. Vgl. dazu auch Lnr. 11 §1 (= *Swelk gut en man an sinen geweren nicht ne hevet unde eme nicht bewiset n'is, deme ne mach he nicht volgen an enen anderen herren, noch erven an sinen sone*).

59) AV I 6 (s. o. I. 2. 6)). In diesem Fall erwirbt der mit *beneficia* Belehnte *beneficiorum iura* (an dem Gut). Er nimmt also diese *beneficia* in Besitz.

oder manne gedinge an enes mannes gude, stirft jene dar na de it in geweren hevet, de gewere des gudes is irstorven oppe dene deme dat gedinge gelegen was. Er was it sin len under gedinge unde under deme bescede, of de ane lenerven sterve de dat in geweren hadde: do he starf, do was it sin len sunder dinge...

Besonders zu bemerken ist, daß es sich dabei um eine im Ssp-Lehnrecht von Grund aus umgeschriebene oder sogar größtenteils ergänzte Stelle handelt.⁶⁰⁾ Hier ist also zuerst ein Beleg dafür zu finden, daß das Gedinge auch einer Frau verliehen werden kann. Was die Leibzucht am Lehen angeht, ist damit klargestellt, daß die *gewere* (= Besitzrecht) am Gut zugleich mit dem Tode des Mannes ohne weiteres der Frau zufällt und sie es nunmehr bedingungslos in *geweren* (=Besitz) haben darf.⁶¹⁾ Dies ist übrigens eben das, was unser Spiegler im Landrecht mit dem Satz: *na eres mannes dode is it* (= *len* oder *gedinge* zur Leibzucht) *er rechte len* zum Ausdruck bringen wollte.

3. Nun zur Frage a).

1) Der Artikel Lnr. 31 §1, der übrigens im AV keinen entsprechenden hat, lautet wie folgt: *Dinget en man sime wive mit siner sone gelove de to eren jaren komen sin, dat ne kan de herre noch de kindere gebreken, of se des getuch hevet. Lovet it de kindere binnen eren jaren, dat mogen se breken, unde nicht de herre.*

Es ist zwar nicht ganz klar alles, was in diesem Artikel dargestellt ist.⁶²⁾ Soweit wir aber davon ausgehen, daß das Wort *dingen* hier "die Leibzucht (am Gut = Lehen) bestellen" bedeutet,⁶³⁾ so müßte vor allen anderen Dingen auffallen, daß es *mit siner*

60) Vgl. dazu AV I 21 (= ^{a)}*Dum moritur ille, qui bona habuerit in possessio, qui praedicto modo secundus est in beneficio,*^{a)} *infra sex hebdomadas et annum* ^{b)}*vadat ad suum dominum et roget, ut confiteatur de concessio sibi beneficio.*^{b)} *Quod si faciat, non eget testimonio; si autem negat dominus homini, testificabitur homo tertius*). Damit ist festzustellen, daß im oberen Zitat der Text im AV (a-a und b-b) von Grund aus umgeschrieben oder sogar größtenteils ergänzt ist. Nicht zu übersehen ist auch, daß AV I 21 (= Lnr. 57 §1) weit nach hinten (= jedenfalls hinter AV I 126= Lnr.54 §1) verlegt ist, um eine Serie von ergänzten Artikeln einzuleiten. Im übrigen erscheint das Wort *irsterven* auch hier an der (im Ssp.) korrigierten Stelle (s. o. Fn. 51 u. 58).

61) Durch die Korrigierung im Lnr. 57 §1 ist wohl gemerkt, eben dies klar und deutlich zum Ausdruck gebracht (s. o. Fn. 60).

62) Außer der gleich unten zu behandelnden Art und Weise der Belehnung könnte besonders (aus dem Satz: *Dinget en man sime wive gut mit siner sone gelove*) ein folgedes Zweifel entstehen, ob die Bestellung der Leibzucht am Lehen auch unabhängig vom Herren durchführbar sei. Vgl. dazu den gleich unten in 2) anzuführenden Artikel Lnr. 31 §2.

63) Vgl dazu H. Chr. HIRSCH, Eike von Reggow, Sachsenspiegel Lehnrecht, 1939, S. 135 sowie C1.

sone gelove de to eren jaren komen sin geschiet.⁶⁴⁾ Ist es doch daraus zu schließen, daß diese Bestellung der Leibzucht, wenn auch in Gestalt vom Gedinge, doch etwas anders als das übliche erfolgt. Übrigens ist etwas Konkretes darüber aus dem nächsten (nach-eikisch ergänzten) Artikel klarzustellen.

2) Lnr. 31 §2 (Ordnung Ic) lautet nämlich wie folgt: *Liet aver en herre ener vrowen gut, nicht na gedinges recht mer mit den benumenden worden to erme live, dat len dat scal he er stede halden to erme live,^{a)} al winne se ok wol sone dar na, deste er man mit deme gude in rechten geweren besterve.^{a) 65)}*

Bei der Bestellung der Leibzucht am Lehen, die mit Einwilligung der Söhne (= möglicher) Lehnserben) geschiet, verleiht also der Herr der Frau das Gut, und zwar nicht nach dem (gewöhnlichen) Gedingesrecht, sondern mit bestimmt und genau angegebenen Worten *to erme live*. Ist sie übrigens einmal auf solche Weise bestellt, so darf der Herr nicht mehr sie brechen, soweit die Frau noch lebt⁶⁶⁾ und ihr Mann das Gut bis zu seinem Tode richtig in Besitz gehabt hat.⁶⁷⁾

3) Noch ein anderer nach-eikische Artikel, Lnr. 2 §3 (= Ordnung IVc), berührt die Leibzucht am Lehen wie folgt: *Kumt aver en wif in de gewere des gudes mit rechte oder mit eres herren minnen, na des dode de it er gedinget hadde to erme live, se scal*

SCHOTT (hrsg.), Eike von Repgow, Der Sachsenspiegel, 1984, S. 281.

64) In Ldr. I 21 §1 (o. I. 3. 4), a)) ist zwar ohne Relativsatz (= *de to eren jaren komen sin*) einfach von *mit der erven gelove* gesprochen. Vgl. dazu aber auch Ldr. I 25 §2 (= *Moneket men en kint binnen sinen jaren, it mut wol binnen sinen jaren ut varen, unde behalt lenrecht unde lantrecht*). Wahrscheinlich wäre also, daß dieselbe Regel auch im Landrecht gilt.

65) In einer anderen Handschrift (ebenfalls Ordnung Ic) ist an der Stelle a)-a) folgendes zu lesen: *unde ne mach he er nicht gebreken, weder de man sone hevet oder se dar na gewint, deste ere man dat gut in sinen weren behalde bit an sinen dot...).*

66) Den Satz: *dat len dat scal he er stede halden to erme live* überträgt HIRSCH in: so muß er ihr das lehn auf ihre lebenszeit treu lassen (a. a. O.), SCHOTT in: so muß er ihr auf Lebenszeit gewährleisten (a. a. O.). Sie haben also beide so gedacht, daß der Satz auch die Zeit nach dem Tode ihres Manns mit einbegreift. Der nachfolgende Satz: *deste er man mit deme gude in rechten geweren besterve* paßt sich dieser Auslegung nicht so gut an. Vielmehr deutet er einen Zusammenhang mit der Erfüllung der versprochenen Leibzucht beim Tode ihres Manns an. Auch die Worte: *dat len stede halden* sollen, meines Erachtens, "das (zur Leibzucht bestimmte) Lehen fest (= bes, ohne es dem Oberherren zurückzugeben) behalten" heißen. Vgl. dazu gleich unten zu behandelnden Artikel Lnr. 2 §3 (der sich eben mit der Leibzucht nach dem Tode des Menns befaßt).

67) Die Worte: (*in*) *rechten geweren* ist hier nicht als Terminus technicus (also Jahr und Tag besessen) auszulegen. Vgl. dazu auch den Text aus der anderen Handschrift (o. Fn.65)

dar mede besitten to erme live, dat it er mit oplatene noch mit eres herren dode nicht gebroken ne mach werden, deste se's (t?) sinne na ereme rechte, unde hevet volge dar an an iewelken herren, an den dat gut kumt; nicht ne ervet se it aver na erme dode op ere kindere.

Dazu sei zuerst zu bemerken, daß es hier um die Leibzucht nach dem Tode des Manns, also nach der Besitznahme durch die Frau geht.⁶⁸⁾ Diesem Artikel zufolge soll die Frau beim Herrenwechsel sogar einen Anspruch auf Belehnungserneuerung der Leibzucht haben. Hier sei daran erinnert, daß eine Frau trotz ihrer Lehnsunfähigkeit von einem Herren mit einem Gut belehnt ist, keinen solchen Anspruch hat.⁶⁹⁾ Die Frau, die *mit den benumenden worden to erme live* mit dem Gut zu Leibzucht belehnt ist, hat also in dieser Hinsicht ein besseres Recht an dem Gut als eine mit dem (gewöhnlichen) Gut belehnte Frau. Auch jene wie diese hat jedoch, wie ausdrücklich erwähnt, kein Recht, es auf ihre Kinder zu vererben.⁷⁰⁾

4. Aufgrund der bisherigen Ausführung können wir die Leibzucht am Lehen im Sachsenspiegel nach der Reihenfolge vom Alter des Belegs etwa wie folgt zusammenfassen:

Im Auctor vetus erscheint die Leibzucht am Lehen noch nicht, ferner erwähnt der AV nicht einmal, daß das Gedinge auch einer Frau verliehen werden kann. Erst im Landrecht (III 75 §2) erscheint sie, und zwar auf folgende Weise: (die Leibzucht an) *len(e) bi eres mannes live is er gedinge; na eres mannes dode is it er rechte len*. Dabei

68) Vgl. dazu o. Fn. 67.

69) Vgl. dazu o. I. 2. 6).

70) Der Satz: *nicht ne ervet se it na erme dode op ere kindere* ist etwas mißverständlich. Falls sie Söhne hätte, sollen sie in der Bestellung der Leibzucht mit ausdrücklichen Worten *to erme live* eingewilligt haben. Hier sei daran erinnert, daß die Übergabe des Eigens zu Leibzucht ebenfalls mit Einwilligung der Erben (= meistens der Kinder) erfolgt, und zwar eben deshalb, weil sie an dem Gut eigentlich das Erbrecht an dem Gut haben und das Gut nach dem Tode der Frau (= meistens der Mutter) ihnen zufallen sollte. Auch in diesem Fall "erben" sie aber, rechtlich gesehen, das Eigen nicht von der Mutter, sondern vom Vater (vgl. dazu o. I. 3. 4) u. 5)). Nun müssen wir uns fragen, warum bei der Bestellung der Leibzucht am Lehen die Einwilligung der Söhne verlangt ist. Der Grund dafür ist ebenfalls darin zu suchen, daß die Söhne (mögliche) Lehnserben des Vaters sind und das Gut, das die Leibzucht der Mutter war, nach ihrem Tod ihnen zufallen sollte. Der obere Satz gilt, so gesehen, entweder nur in rechtlicher Hinsicht oder, in sozialer Hinsicht, nur für die Söhne (Töchter kommen als Lehnserbe von Anfang an überhaupt nicht in Frage), die die Mutter von der zweiten Ehe bekommen hat.

ist betont, daß *lifgetucht an lene en* (= den Frauen) *to maneger wis gebroken mach werden* (III 75 §1). An einer korrigierten Stelle des Ssp-Lehnrechts ist zum erstenmal erwähnt, daß das Gedinge auch einer Frau verliehen werden kann. In einem ergänzten Artikel erscheint auch die Leibzucht, die *mit siner* (= des Manns) *sone gelove* bestellt ist. Aus einem nach-eikisch ergänzten Artikel ist zu entnehmen, daß es sich dabei um die Leibzucht handelt, die *nicht na* (gewöhnlichem) *gedinges recht*, sondern *mit den benumenden worden to erme live* erfolgt. Dabei ist betont, daß der Herr, nachdem er sie einer Frau einmal verliehen hat, nicht mehr sie brechen soll.

Daraus wäre also ungezwungen zu schließen, daß unser Spiegler, nachdem er im Landrecht die (erb)rechtliche Stellung der Frauen näher betrachtet hat, es für nötig gefunden hat, auch im Lehnrecht über die Leibzucht am Lehen einige Ergänzungen auszuführen.

Was die Leibzucht am Lehen nach dem Tode des Manns angeht, so ist in einem jüngsten, ebenfalls nach-eikischen Artikel ausdrücklich erklärt, daß die Frau nunmehr das Gut *in geweren* hat. Das hilft uns zu schließen, dies sei eben das, was unser Spiegler im Landrecht mit den Worten *de rechte len* gemeint hat. Der Artikel gewährt ferner der Frau sogar einen Anspruch auf Belenungserneuerung beim Herrenwechsel. Dies hilft uns sicher, die Entwicklung der Leibzucht am Lehen (jedenfalls im Texte des Ssp-Lehnrechts) zu erkennen, eine Entwicklung in die Richtung darauf, daß sie sich dem *rechte len* immer näher kommt. Aber auch dieser Artikel verleugnet ausdrücklich das Erbrecht an der Leibzucht am Lehen. So erhebt sich uns eine Frage, ob das Lehen, das ein Vasall *in geweren* hat, in unserem Rechtsbuch alles mit *recht len* bezeichnet ist. Um diese Frage zu beantworten, wollen wir uns nunmehr mit dem Begriff *recht len* beschäftigen.

B. *recht len* im Sachsenspiegel

1.1) Im Ssp-Lehnrecht erscheinen die Worte *recht len* in den 13 Artikeln (an den 14 Stellen).⁷¹⁾ Die 8 davon haben im AV keinen entsprechenden Artikel, sind also erst im Ssp-Lehnrecht ergänzt.⁷²⁾ Die übrigen 8 haben zwar im AV eine Parallele, in einem

71) Lnr. 13 §1, 55 §9, 56 §2, 57 §4, 63 §1, 65 §4, 71 §12 (2mal), §19, 72 §6, §7, §8, §9, §10.

72) Lnr. 55 §9, 56 §2, 57 §4, 71 §12 (2mal), 72 §6, §8, §9, §10.

davon sind die Worte jedoch von neuem an einer ergänzten Stelle gebraucht.⁷³⁾

2) Infolgedessen ist im AV ein Ausdruck, der dem *recht len* im Ssp. entsprechen sollte, in den 4 Artikeln zu finden. In den 2 davon heißt er schlechthin *beneficium*,⁷⁴⁾ in den übrigen 2 dagegen *vulgare beneficium*.⁷⁵⁾ Außerdem kommen die Worte *vulgare beneficium* vor auch in den weiteren 2 Artikeln, in derer Parallele im Ssp-Lehnrecht die Worte *recht len* nicht zu finden sind.⁷⁶⁾ So wollen wir uns zunächst mit dem *vulgare beneficium* im AV beschäftigen.

2. 1) Das *vulgare beneficium*, das in der Parallele im Ssp. dem *recht len* entspricht, ist jeweils dem *urbanum beneficium* gegenübergestellt (III 3, 11).⁷⁷⁾

2) Die 2 weiteren Artikel lauten aber wie folgt: *Omnis suprascriptio de vulgari tractat beneficio* (II 65) und *Adhuc distinguam tria beneficiorum genera, quae quantum a vulgari (beneficio) differant, audietis in sequenti* (II 66). Über die *tria beneficiorum genera*, die vom *vulgarae beneficium* ausgenommen sind, ist in den gleich danach folgenden Artikeln wie folgt erklärt:

a) *Judicandi beneficium* (= Gerichtslehen) soll nicht bis an die vierte Hand hinabsteigen, außer *praefectura* (= Schultheißtum), *quae super iudices habet iura* (zu richten) (II 67). Niemand darf nicht ein ihm verliehenes *iudicium* (weiter) verleihen, außer *singulare iudicium*, das dazu gehört; er darf es sogar nicht *solutum* (= ledig, unverliehen) behalten (II 68).

b) Ist jemand mit der *propietas* eines Anderen (= Herren) belehnt, so kann er diese weder an den Erben (des Herren), noch an jemand anders (= einen anderen neuen Herren) folgen.⁷⁸⁾ Aber dieses *propietatis beneficium* soll bis an die sechste Hand hinabsteigen und von diesen (mehreren Zwischenherren) darf niemand anders als der oberste Herr *beneficium* (= Belehnungserneuerung) verweigern (II 69). Derselbe

73) Lnr. 13 §1= AV I 103, 63 §1= I 130, 65 §4= II 6, 71 §19= III 4, 72 §7= III 11. In Lnr. 13 §1 sind aber die Worte in dessen letzten, ergänzten Satz zu finden.

74) AV I 130 (= Lnr. 63 §1), II 6 (= 65 §4) (genauer gesagt, ist hier von: *in quolibet beneficio suo, nisi tantummodo in beneficio urbano* gesprochen).

75) AV III 4 (= Lnr. 71 §19), III 11 (= 72 §7).

76) AV II 65 (= Lnr. 71 §1), II 66 (= ebd.).

77) Vgl. dazu auch II 6 (o. Fn. 74), worauf noch unten einzugehen sei.

78) Vgl. dazu den entsprechenden Artikel des Ssp-Lehnrechts (= 71 §6), wo davon gesprochen ist: *Swe egen to lene hevet, dar n'is nen volge an*. Vgl. dazu o. Fn. 58 (das Wort *volge* bedeutet aber in Lnr. 71 §6 nur den "Anspruch auf Belehnungserneuerung (beim Herrenwechsel)").

(oberste) Herr, der den Vasallen seine *proprietas* verliehen hat, kann, falls er es bedarf, sie *libere resumere*, sogleich danach soll er ihm sie (aber) *cum bonis imperialibus modo beneficii* erstatten (II 70).

c) *Urbanum beneficium* soll nicht in die zweite Hand hinabsteigen (= weiter verliehen werden). Davon ist zwar ein folgender Fall ausgenommen, daß ein Burgmann, falls er (*urbanum*) *beneficium* weiter verliehen hat, von *illo domino* (=Burgherren) *beneficiale ius* daran *fruat* (= anerkannt wird oder erhält). Aber auch in diesem Fall kann es der damit Belehnte (beim Herrenwechsel) nicht an einen anderen (=neuen oder oberen) Herren folgen (III 1).⁷⁹⁾ Der Burgmann ist (von diesem *urbanum beneficium*) zwar nicht dem Herren verpflichtet, (auf übliche Weise) zu dienen, er soll aber auf der Burg wohnen, um sie gegen ihre Feinde zu wehren, und dem Herren (in seinem Burggericht) Urteil finden, wenn dieser es bedarf (III 2).⁸⁰⁾

3) Aus dem eben Ausgeführten sei über den Begriff *vulgare beneficium* im AV etwa folgendes zu schließen.

Vulgare beneficium hat zum Lehnsubjekt weder Gericht noch Eigen des Herren, sondern ein gewöhnliches Gut (dabei ist aber nicht so leicht wie im Ssp-Lehnrecht festzustellen, daß es sich dabei um ein Reichsgut handelt). Dieses *vulgare beneficium* kann der damit Belehnte nicht nur seinen eigenen Vasallen weiter verleihen, sondern auch auf seinen Sohn vererben sowie (beim Herrenwechsel) an einen anderen Herren folgen. Davon ist er dem Herren verpflichtet, (gewöhnlichen) Gerichts- und Militärdienst (außer der Burgbesatzung und dem Gerichtsdienst im Burggericht) zu leisten.⁸¹⁾

Dabei ist übrigens folgendes besonders zu bemerken: Es ist nicht nur (stillschweigend) vorausgesetzt, daß *vulgare beneficium* nämlich der damit Belehnte in Besitz hat,⁸²⁾ sondern aus dem Vergleich zum Eigenlehen ist leicht zu schließen, auch daß er

79) Vgl. dazu die dem entsprechenden, aber etwas korrigierten Artiel Lnr. 71 §9 und §14, zugleich aber auch den ergänzten Artikel Lnr. 71 §15 (= *De man volget borchlene unde beerft sinen sone dar mede, al si beide borch unde borchlen egen des herren, de it eme gelegen hevet oder er ander.*

80) Vgl. dazu den entsprechenden Art. Lnr. 71 §18 (wo auf folgende Weise korrigiert ist: *Van brochlen n'is he nicht plichtich sineme herren to denen neweder hofvart noch herevart*).

81) Vgl. dazu Lnr. 71 §18 (gleich o. Fn. 80).

82) Vgl. dazu z. B. Lnr. 11 §1 (o. Fn. 58).

über ein lebenslängliches Besitzrecht daran verfügt.

3. Nunmehr wenden wir uns dem *recht len* im Ssp-Lehnrecht zu. Dabei dürfen wir Gemeinsamkeiten mit dem *vulgare beneficium* im AV möglichst verkürzen, um in der Hauptsache auf Unterschiede davon einzugehen.

1) Auch im Ssp-Lehnrecht ist das *recht len* am häufigsten (= an 9 Stellen) dem *borchlen* gegenübergestellt.⁸³⁾ Es ist nur an einer Stelle, doch ausdrücklich, auch dem Eigenlehen gegenübergestellt.⁸⁴⁾ Obwohl es dem Gerichtslehen nicht ausdrücklich gegenübergestellt ist (was übrigens aus der gleich unten zu erwähnenden Korrigierung erfolgt ist), so ändert dies doch nichts daran, daß auch das *recht len* im Ssp-Lehnrecht im großen und ganzen den drei Arten von Sonderlehen gegenübersteht.

2) Dem *recht len* im Ssp-Lehnrecht sind aber von neuem gegenübergestellt auch *swelk gut dem manne ane manscap gelegen wert* (an einer Stelle)⁸⁵⁾ und *erflen* (an einer Stelle)⁸⁶⁾ sowie *gedinge* (an 3 Stellen)⁸⁷⁾ und *wardunge* (an 2 Stellen).⁸⁸⁾ Von diesen wären die letzten beiden, *gedinge* und *wardunge*, besonders zu bemerken. Sie kommen doch keineswegs zufällig dazu, neu im Ssp-Lehnrecht dem *recht len* gegenübergestellt zu werden.

a) Für diese beiden Begriffe gilt im Grunde dasselbe, wie es beim *herscilt* der Fall ist. Sie gehören nämlich zu den Hauptthemen der Korrigierung und Ergänzung im

83) Lnr. 13 §1, 55 §9, 71 §12, §19, 72 §6, §7, §8, §9, §10. Bei den 2 Artikeln davon (71 §19, 72 §7) handelt es sich um diejenigen, in derer Parallele im AV die Worte *vulgare beneficium* vorkommen (III 4, III 11 — s. o. Fn. 73).

84) In Lnr. 13 §1 erscheinen die Worte, wie in o. Fn. 73 erwähnt, an der (im Ssp-Lehnrecht neu) ergänzten Stelle. Die übrigen 6 Artikel haben im AV keine Parallele.

85) Lnr. 63 §1. Der Artikel hat zwar im AV I 130 eine Parallele, aber das dem *recht len* entsprechende Wort heißt dort einfach *beneficium*. Der Grund für die Weglassung desjenigen Satzes in Lnr. 71 §20, der dem: *quod homo per hominum suscepit* in AV III 4 entsprechen sollte, ist übrigens darin zu suchen, daß die Worte *recht len* im vorangehenden Lnr. 71 §19 gebraucht sind und der Spiegler infolgedessen solch einen Satz für überflüssig gehalten hat (vgl. dazu auch u. Fn. 90).

86) Lnr. 55 §9, der im AV keine Parallele hat (s. o. Fn. 83). Als Rechte des Vasallen am *erflen* kommt aber nur folgendes in Frage: a) Auch ein Lehnserbe, der *binnen sinen jaren is*, kann vom Herren damit belehnt werden (Lnr. 26 §5, §6). b) Er "erbt" vom Vater nicht nur das Gut selbst, sondern auch die *rechte gewere* daran (Lnr. 26 §9 — vgl. dazu auch meinen Aufsatz, wie Fn. 46, S. 80f.). Jedenfalls Jahr un Tag nach der Belehnung vereinigt sich also das *erflen* substantiell mit dem *recht len*.

87) Lnr. 55 §9 (s. o. Fn. 83, 86), 56 §2, 57 §4. Diese Artikel haben alle im AV keine Parallele.

88) Lnr. 55 §9, 57 §4. Auch diese haben im AV keine Parallele (s. o. Fn. 87).

Ssp-Lehnrecht.⁸⁹⁾ Sowohl vereinheitlicht als auch klar und deutlich ausgearbeitet sind also die Begriffe *gedinge* und *wardunge* noch nicht im AV, sondern erst im Ssp-Lehnrecht.⁹⁰⁾ Dabei fehlt es auch nicht an inhaltlichen "Verbesserungen".

b) Zu den Beispielen solch einer Verbesserung gehört eben die Korrigierung in Lhr. 71 §1. Vergleicht man diesen Artikel (= *Allet dat hir vor geredet is, dat is van gemeneme lenrechte geredet; noch scal ek juk dre lenunge besceden unde seggen, war se tweit van gemeneme lenrechte*) mit den oben zitierten AV II 65 und 66, so kann man ohne weiteres feststellen, daß hier die Worte *vulgare beneficium* der Vorlage (nicht in *recht len*, sondern) in *gemene lenrecht* übertragen ist. Worin besteht denn der Unterschied zwischen *gemene lenrecht* und *recht len* oder zwischen *vulgare beneficium* und *recht len*? Besonders zu bemerken ist dabei, daß sowohl im AV als auch im

89) Im Ssp-Lehnrecht erscheint das Wort *gedinge* außer den 6 Artikeln, die im AV eine Parallele haben (5 §1 (2mal) = AV I 19 u. 20, 6 §2 = I 25, 10 §1 = I 27, 20 §1 = I 44, 32 §1 = I 84, 57 §1 I 21), in den 17 Artikeln, die im AV keine Parallele haben (20 §2 (*gedingede*), §3, §4, 32 §1, 55 §9, 56 §2, §5, 57 §2, §3, §4, §5, 71 §4, §8, §11 (2mal), §13, 76 §4 (*gedingede*), §8 (2mal, außerdem auch *gedingede*); zudem ist in 31 §1 auch das Wort *dingen* gebraucht - s. o. A. 3, 1)); das Wort *wardunge* erscheint nur in den Artikeln, die im AV keine Parallele haben (s. o. Fn. 88).

90) Im AV ist, um den Inhaber des Gedinges zu bezeichnen, der Ausdruck *secundus* (od. *secundi*) in *beneficio* (AV I 21 = Lnr. 57 §1 - s. o. Fn. 60 - sowie I 44 = 20 §1), *successor eius* (= desjenigen, der *beneficium in possessionem* hat) (I 19 = 5 §1 - s. o. Fn. 58), *manus secunda* (I 20 = 5 §2 - ebd.) oder *expectantes* (I 88 - s. gleich unten). Das Wort *expectatio* (*beneficii* od. *in beneficio*), das das Gedinge selbst bezeichnet, erscheint in den 6 Artikeln (AV I 25 = Lnr. 6 §2, I 27 = 10 §1, I 84 = 32 §1, I 88 (keine Parallele im Ssp-Lnr.), I 117 = 49 §2, I 125 (2mal) = 10 §2). Dazu sei folgendes zu bemerken: a) Die hier genannten Artikel des AV haben außer I 88 (vgl. dazu o. Fn. 56) alle im Ssp-Lehnrecht eine Parallele, wo nicht nur das Wort *expectatio*, sondern auch das Wort, das dessen Inhaber bezeichnet, alle, *expectatio* in I 117 u. 125 (2mal) ausgenommen, ins Wort *gedinge* oder in den Ausdruck, der das Wort in sich hält, übertragen ist. b) Die Artikel I 117 u. 125, in derer Parallele im Ssp-Lehnrecht (= 49 §2, 10 §2) das Wort *gedinge* nicht vorkommt, beziehen sich beide auf die *wardunge*, wie es die Worte *non in loco designato* (I 117) oder *loco caret designato* (I 125) deutlich zeigen. Daraus ist zu schließen, daß im AV das Wort *expectatio* nicht nur im Sinne von *gedinge*, sondern auch von *wardunge* gebraucht ist, oder, daß ein klarer begrifflicher Unterschied zwischen *gedinge* und *wardunge* noch nicht zu finden ist. c) Der o. in Fn. 58 erwähnte Artikel Lnr. I 1 §1 sowie die beiden Artikel Lnr. 49 §2 u. 10 §2, wo weder das Wort *gedinge* noch *wardunge* überhaupt nicht erscheint, gehören übrigens zu den Beispielen, wo ohne diese Wörter doch sachlich über *gedinge* oder *wardunge* gesprochen ist. Um *gedinge* oder *wardunge* im Ssp-Lehnrecht erschöpfend zu untersuchen, muß man nicht nur die Artikel, wo die beiden Wörter gebraucht sind, sondern auch die anderen, die sich besonders mit der Gewere am Lehen beziehen, in Betracht ziehen. Auch in dieser Hinsicht sei unentbehrlich, die Frage der Gewere im Ssp-Lehnrecht nochmals im Zusammenhang mit der Entstehung des Rechtsbuchs gründlich zu überprüfen.

Ssp-Lehnrecht bis dahin auch über Gedinge (und *wardunge*) geredet ist.⁹¹⁾ Daraus sei (jedenfalls logisch) folgendes zu schließen: Während das Gedinge (und *wardunge*) im Begriff *vulgare beneficium* mit einbegriffen sein kann, gehört es dagegen nicht zum *recht len*; unser Spiegler hat übrigens, eben um dies zu verdeutlichen, in Lnr. 71 §1 einen neuen Begriff *gemene lenrecht* gewählt.

Wenn dem so ist, so ist es damit selbstverständlich um so klarer und deutlicher geworden, daß es sich beim *recht len* ausschließlich um das von einem Vasallen besessene Gut handelt.

3) Zu erwähnen sei noch ein Artikel, wo ein anderer Unterschied zwischen den beiden Begriffen, *vulgare beneficium* und *recht len*, angedeutet ist.

Lnr.65 §4 lautet nämlich wie folgt: *Hevet de man des rikes gut van eneme herren, he scal eme degedingen op des rikes gut. Hevet aver he sin egen to lene, he scal eme degedingen op sin egen. Hevet aver de man gut van eneme herren, al si it egen dat sines herren egen is, dar umme mut eme de herre wol degedingen oppe iewelk sin rechte len.*

Danach soll ein Herr seinen Vasallen, der von ihm mit einem Reichsgut belehnt ist, (nur) vor Lehngericht auf dem Reichsgut (das dem Herren vom Oberherren verliehen ist) vorladen, denjenigen Vassallen, der von ihm mit seinem Eigen belehnt ist, dagegen (nur) vor Lehngericht auf seinem Eigen. Soweit stellt der Artikel ungefähr eine treue Wiedergabe der entsprechenden Artikel im AV (II 4 u. 5) dar.⁹²⁾ Im letzten Satz ist jedoch im Vergleich zur Vorlage im AV (II 6) eine Korrigierung zu finden.

Der letzte Satz des Lnr. 65 §4 bezieht sich auf den Fall, daß dem Vasallen von seinem Herren das Eigen des Oberherren, das der Herr von dem Oberherren zu Lehen erhalten hat, weiter verliehen ist. Dabei handelt es sich selbstverständlich weder um ein Eigen des Herren selbst, noch um ein Reichsgut. Nach diesem Artikel darf der Herr in solch einem Fall seinen Vasallen vor Lehngericht auf jedem *rechte len* vorladen, sinngemäß also, nicht nur auf dem Lehnsgut, das das Eigen des Oberherren ist, sondern auch

91) Vgl. dazu o. Fn. 89 u. 90.

92) Vgl. dazu AV II 4 = *Homo si imperiali benefiocio sit inbeneficiatus a domino, in beneficiis imperialibus prosequatur illum dominus.* II 5 = *Si autem proprietates domini beneficium sit homini, hominem secundum ius in proprietate sua prosequatur dominus.*

auf dem vom Herren zu Lehen besessenen Reichsgut. Darán sei als eine Tendenz oder Neigung zu erkennen, das Eigenlehen, falls es weiter verliehen ist, möglichst an das Reichsgut anzugleichen.⁹³⁾

Der entsprechende Artikel im AV (II 6) scheint zwar beim ersten Anblick dasselbe wie Lnr. 65 §4 zu besagen (= *Si proprietatem alicui aliquis in beneficio habuerit dominus, et alter ab eo ipsa proprietate inbeneficiatur, dominus hunc hominem in quolibet beneficio suo prosequatur, nisi tantummodo in beneficio urbano*). Hier ist jedoch von diesem *beneficium* nur *urbanum beneficium* ausgenommen (wenn man also diesen Artikel buchstäblich nimmt, so wäre ein "Mißverständnis" nicht ganz ausgeschlossen, daß der Herr seinen Vasallen vor Lehngericht auch auf seinem Gerichtslehen (= überall in seinem Gerichtsbezirk) hätte vorladen dürfen. Überdies ist hier, wohl-gemerkt, nicht von *vulgare beneficium*, sondern einfach vom *beneficium* gesprochen. Infolgedessen ist in Bezug auf den Begriff *vulgare beneficium* solch eine Tendenz oder Neigung, wie oben in Bezug auf das *recht len* hingewiesen, aus den Texten (selbst) nicht (unmittelbar) zu entnehmen.

4. Die bisherige Untersuchung über den Begriff *recht len* dürfen wir etwa wie folgt zusammenfassen:

a) Auch das *recht len* im Ssp-Lehnrecht ist den drei Arten von Sonderlehen (= Gerichts-, Eigen-, und Burglehen) gegenübergestellt. Es stellt also (im Grunde) ein Reichsgut außer (Gerichts- und) Burglehen dar, das einem Vasallen von seinem Herren zu Lehen verliehen ist. Der Vasall kann es seinem eigenen Vasallen weiter verleihen, auf seinen Sohn vererben und (beim Herrenwechsel) die erneute Belehnung damit verlangen. Davon ist er aber seinem Herren verpflichtet, Militär- und Gerichtsdienst (außer Burgbesatzung und Gerichtsdienst im Burggericht) zu leisten.

b) Indem das *recht len* im Sachsenspiegel aber aufs neue auch dem *gedinge* und der *wardunge* gegenübergestellt ist, ist bei weitem klarer und nachdrücklicher betont, daß der Vasall dabei das Gut (wirklich) in Besitz hat. Nicht zu übersehen ist aber, daß diese nachdrückliche Betonung des Besitzes bereits mit dem Ssp-Landrecht (III 75 §2)

93) Zu bemerken sei dazu, daß nicht alle Unterschiede zwischen dem Eigenlehen und Reichsgut trotzdem restlos beseitigt sind. Wie es noch unten (III, C) ausgeführt wird, bleibt in Bezug auf die Urteilsschelte jedenfalls ein Unterschied zwischen den beiden übrig.

begonnen hat.

c) Freilich bleibt es fragwürdig, ob man auch die Leibzucht am Lehen oder im Gestalt vom Lehen, woran die Inhaberin weder Erbrecht noch Anspruch auf die Belehnungserneuerung hat, *recht len* (in einem strikten Sinne) nennen darf. Dazu sei jedoch zugleich zu bemerken, daß die Entwicklung in den nach-eikischen Texten, soweit es die Belehnungserneuerung angeht, einen Weg, der bereits im Ssp-Landrecht angedeutet ist, einnimmt.⁹⁴⁾

d) Am *recht len* des Sachsenspiegels ist überdies noch eine Tendenz oder Neigung zu erkennen, das Eigenlehen, falls es weiter verliehen ist, möglichst an das Reichsgut anzugleichen, was im *vulgare beneficium* noch nicht zu finden ist. Um die Bedeutung dieser Tatsache zu begreifen, müssen wir aber die Frage des Eigenlehens im Ssp-Lehnrecht selbst weiter verfolgen.

94) Vgl. dazu o. III, A.